

調査研究・試験検査機関のあり方に関する報告書

平成 20 年 11 月

調査研究・試験検査機関のあり方検討会

目 次

1. 調査研究・試験検査機関のあり方検討の目的	1
2. 衛生研究所及び環境科学研究所の概要	2
(1) 場所・施設	
(2) 沿革	
(3) 体制	
(4) 業務内容	
(5) 職員数及び事業費の推移	
(6) 技術系職員年齢別構成	
(7) 平成19年度決算事業費内訳	
3. 衛生研究所及び環境科学研究所の役割	8
(1) 衛生研究所の現状及び課題と方向性	
(2) 環境科学研究所の現状及び課題と方向性	
(3) 今後のあるべき姿	
4. 衛生研究所及び環境科学研究所の一体運営について	28
(1) 機能面について	
(2) 人材面について	
(3) 施設面について	
(4) 管理面について	
(5) 一体運営のまとめ	
5. 地方独立行政法人化について	30
(1) 地方独立行政法人制度	
(2) 制度の基本理念	
(3) 法人の対象業務	
(4) 法人化に伴うプロセス	
(5) 地方独立行政法人のメリット、デメリット	
(6) 独立行政法人の導入状況	
(7) 横浜市衛生研究所及び環境科学研究所における検討	
6. 報告のまとめ	36

資料編

1. 検討会設置要綱	
2. 検討会委員名簿	
3. 検討会の開催状況及び概要	
4. 検討会の議事録及び資料	

1. 調査研究・試験検査機関のあり方検討の目的

横浜市では、民の力が存分に発揮される都市を目指し、限られた経営資源を有効に活用しながら、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、公的サービスについて、時代の変化等を踏まえた民と官の役割分担の見直し、最適なサービス提供主体の選択を進めている。

民と官の役割分担にあたっては、情報公開を積極的に行い、市民や企業など民間の意見やニーズなどを的確に把握することが重要となる。

また、行政が運営主体となる場合においても、サービス水準や効率性の向上が見込まれる場合には、業務の一部を民間に委託することや、外部機関等と役割を分担し、連携を図ることなど、効率的、効果的な運営を行う必要がある。

横浜市の中期計画では、重点行財政改革「最適な主体・手法によるサービスの提供」の中で、「外部の視点を取り入れた業務の見直し」として、横浜市の「調査研究・試験検査機関のあり方検討」を重点取組に位置付けている。

この中期計画に基づき、横浜市の健康危機管理や環境保全等に対する今後の取組の方向性を踏まえ、衛生研究所及び環境科学研究所について、外部の有識者からなる「調査研究・試験検査機関のあり方検討会」を設置し、両研究所の役割や組織のあり方などを検討することとなった。

検討の前提となる両研究所を取り巻く状況としては、衛生研究所は、新型インフルエンザ、SARS、結核等の新興・再興感染症やノロウイルス、腸管出血性大腸菌等による食中毒あるいは、食品中の残留農薬やアレルギー物質、健康食品中の医薬品成分等への対策など、保健所とともに健康危機管理の一翼として、これまで以上に迅速で的確な対応が求められている。

また、環境科学研究所は、平成17年度に環境保全、緑政、下水道の3局統合により、旧環境科学研究所に環境監視センターと下水道技術開発担当を統合した。平成20年7月に、横浜市が環境モデル都市に選定され、地球温暖化、ヒートアイランド対策など、局の施策・事業と連携した環境保全への取組みが求められている。

さらに、両研究所とも専門知識や技術を有する人材の育成と確保及び施設・設備面の老朽化の課題を抱えている。

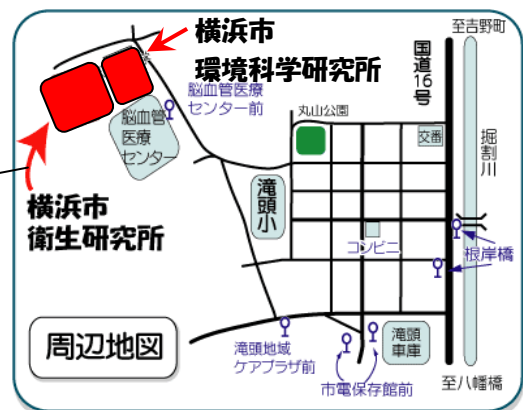
本検討会では、両研究所を取り巻く状況、課題を踏まえ、横浜市の調査研究・試験検査機関として求められる役割を明確にし、効率的、効果的な組織のあり方について検討を行い、横浜市に報告することを目的としている。

2. 衛生研究所及び環境科学研究所の概要

横浜市の衛生研究所及び環境科学研究所について、施設、沿革、体制、業務内容、技術系職員の年齢別構成、事業規模の概要を以下に整理した。

(1) 場所・施設

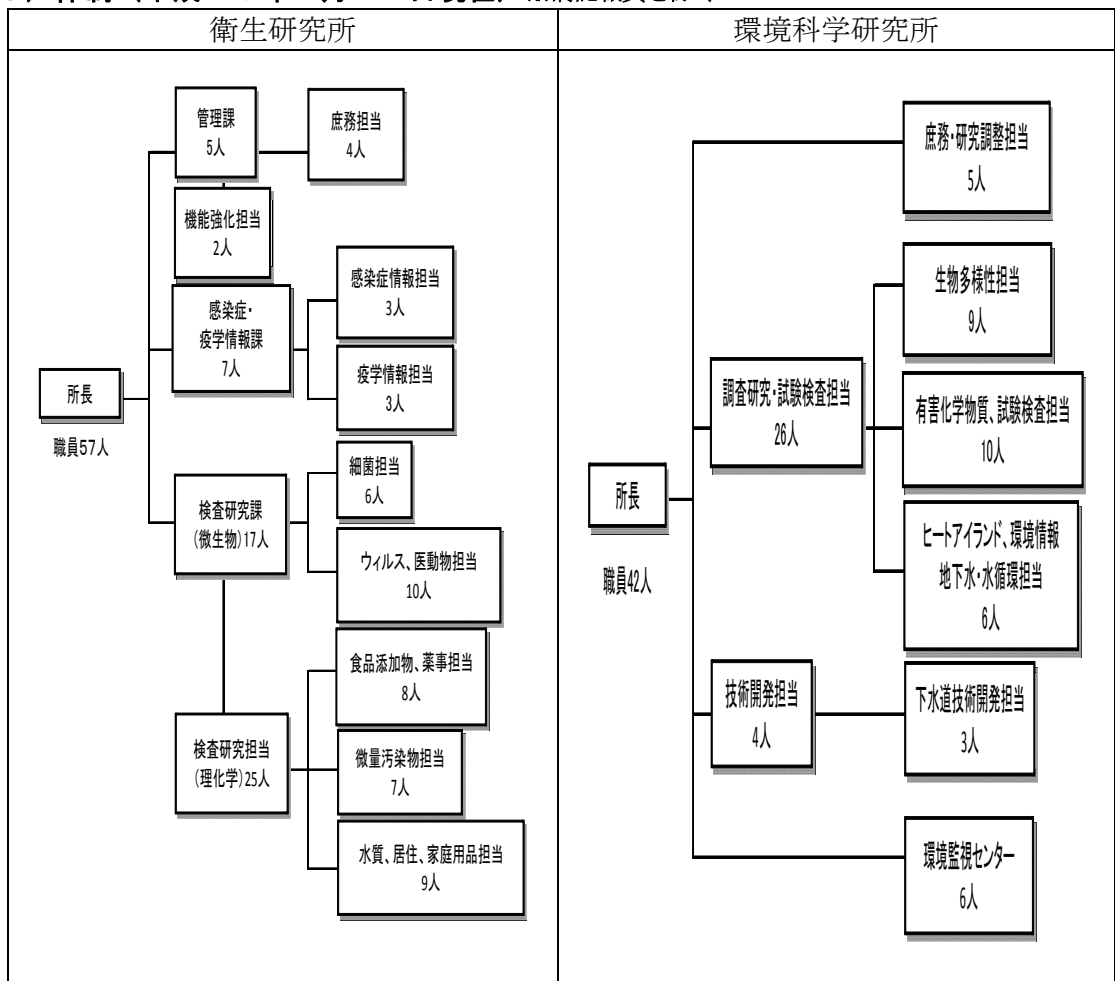
衛生研究所	環境科学研究所
<p>横浜市磯子区滝頭一丁目 2 番 17 号</p>  <p>(敷地) 面積：3,457.289 m² (本館) 鉄筋コンクリート造 5 階建 延床面積：4,037.32 m² 竣工日：昭和 43 年 4 月 (別館) 鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 2 階建 延床面積：1,065.33 m² 竣工日：昭和 56 年 11 月 (付属施設) 薬品庫、ボンベ庫、車庫 延床面積：51.02 m² 竣工日：昭和 56 年 11 月</p>	<p>横浜市磯子区滝頭一丁目 2 番 15 号</p>  <p>(敷地) 面積：2,569.01 m² (研究所) 鉄筋コンクリート造 5 階建 延床面積：3,133.90 m² 竣工日：昭和 51 年 4 月 (第二研究棟) 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積：233.28 m² 竣工日：昭和 54 年 4 月 (付属施設) 薬品庫、ボンベ庫、車庫 延床面積：137.1 m² (環境監視センター) 横浜市中区港町 1-1 関内駅前第 1 ビル 5 階 延床面積：260 m²</p>



(2) 沿革

衛生研究所	環境科学研究所
<ul style="list-style-type: none"> ○昭和 31 年 1 月 食品衛生検査所設置 ○昭和 34 年 3 月 衛生研究所に改組・設置 ○昭和 43 年 4 月 現在地に移転 ○昭和 46 年 6 月 環境衛生課を設置し公害センター業務を担当 ○昭和 56 年 11 月 別館実験棟完成 ○平成 18 年 4 月 衛生局、福祉局を健康福祉局に再編 	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和 39 年 12 月 衛生局内に公害センター設置 ○昭和 46 年 6 月 公害対策局発足 ○昭和 51 年 4 月 公害研究所設置 ○昭和 54 年 4 月 第二研究棟完成 ○平成 3 年 6 月 公害対策局を環境保全局に改組、公害研究所を環境科学研究所に名称変更 ○平成 17 年 4 月 環境保全局、緑政局、下水道局の環境創造局への再編に伴い、環境監視センター及び下水道技術開発担当を統合

(3) 体制 (平成 20 年 4 月 14 日現在) ※嘱託職員を除く



(4) 業務内容

(衛生研究所)

管理課 (7人)	
管理担当 (4人) 機能強化担当 (2人)	○人事、文書、予算及び決算、施設の維持管理、試験検査等に使用した器具の洗浄・滅菌を行う。 ○所の機能強化に関すること、調査研究及び研修指導の企画調整、食品等の検査の信頼性確保に関する取組。
感染症・疫学情報課 (7人)	
感染症情報担当 (3人)	○横浜市感染症情報センターとして、法定の感染症情報をオンラインシステムにより国に報告する。市内の感染症の流行状況を把握・解析し、市民・医療機関などに情報提供を行う。 ○その他、衛生研究所ホームページ上で感染症に関する情報の提供を提供する。
疫学情報担当 (3人)	○生活習慣病など公衆衛生情報をインターネットなどにより市民へ提供する。 ○当研究所で行った各種検査結果などをとりまとめた「検査情報」を発行する。 ○その他疫学情報に関する調査研究や保健医療福祉関係者への研修を行う。
検査研究課 (微生物) (17人)	
細菌担当 (6人)	○細菌が原因となって起こる感染症や食中毒の原因究明のための検査を行い、発生状況の調査を行う。 ○食品中の細菌、河川水等の病原菌汚染状況などについて試験検査、調査研究を行う。
ウイルス・医動物担当 (10人)	○ウイルスが原因となって起こる感染症の発生状況を調査し、その流行予測を行う。 ○食中毒や肝炎、エイズ等を起こすウイルスについての試験検査、調査研究を行う。 ○人に病気を起こさせたり、人に不快感を与える昆虫、ダニ、ネズミ、寄生虫などの種類を特定する試験検査や、それらの生態や防除に関する試験検査、調査研究を行う。
検査研究担当 (理化学) (25人)	
食品添加物・薬事担当 (8人)	○食品中の保存料、合成着色料などの食品添加物、遺伝子組み換え食品、アレルギー物質を含む食品、容器包装などの試験検査、調査研究を行う。市民から寄せられる食品中の異物混入などの苦情品の試験検査を行う。 ○薬局などで売られている医薬品や医薬品部外品、化粧品などの規格検査と、健康食品の安全性を守るための試験検査や調査研究を行う。
微量汚染物担当 (7人)	○食品に残っている農薬、食肉製品に残っている動物用医薬品などの試験検査、調査研究を行う。
水質・居住・家庭用品担当 (9人)	○井戸水やビル・マンションの飲み水、プール水、浴槽水などの身近な水の衛生や安全性に関する試験検査、調査研究を行う。 シックハウスなどの原因となる室内の環境汚染物質の試験検査、調

	<p>査研究を行う。</p> <p>○洋服などの繊維製品、スプレー製品、洗浄剤などの生活用品に使用されている化学物質に関する試験検査、調査研究を行う。</p>
--	---

(環境科学研究所)

庶務・研究調整担当 (5人)	○人事労務、福利厚生、文書、経理、予算及び決算、施設の維持管理、調査研究及び技術開発の企画調整等に関する業務を行う。
調査研究・試験検査担当(26人)	
生物多様性担当 (9人)	<p>○河川・海域で水生生物等の定点モニタリングを行い、生物指標を用いて水環境を評価する。</p> <p>○緑の7大拠点の源流域の生物相や市内のホタル生息状況を調査し、谷戸源流域の保全、ホタル保全再生の取組を推進する。</p> <p>○沿岸海域の赤潮・貧酸素水塊等の調査、生物による水質浄化機能の検討を行い、横浜港等の水環境改善を推進する。</p> <p>○多自然川づくり、自然共生型雨水調整池について生物生息環境としての評価を行い、整備手法・維持管理手法について提案する。</p> <p>○市街地に点在する公園緑地について、環境特性と生息する生き物との関連性を調査し、生き物に配慮した公園緑地の整備・維持管理への技術的提案を行う。</p>
有害化学物質・試験検査担当 (10人)	<p>○横浜の大気環境に関する調査研究として、酸性雨モニタリング調査、浮遊粒子状物質(SPM)実態調査及び大気汚染自動計測器の精度管理を行う。</p> <p>○環境リスクが高く、環境実態が不明な化学物質について、効率的な分析法の検討及び実態の把握を環境省受託により行う。</p> <p>○工場排水、ゴルフ場農薬等、規制部局が採取してきた行政検体、大気環境中の有害大気汚染物質(VOC等)やアスベスト、ダイオキシン類の環境測定及び市内の苦情に関わる検体の試験検査を行う。</p>
ヒートアイランド・環境情報・地下水・水循環担当 (6人)	<p>○ヒートアイランド現象に関する基礎的研究及び対策技術の評価・検証を行う。</p> <p>○市内66ヶ所で気温観測を行い、市内のヒートアイランド現象を把握するとともに、「横浜市ヒートアイランド対策取組方針」(平成17年度策定)の中で重点推進地区に位置づけられた地区において、緑化や保水性舗装などの対策を導入した場合の温度変化等を検証するために、シミュレーションを実施する。</p> <p>○市内の環境状況を示すデータを、インターネット等を活用して市民へわかりやすく情報提供するとともに、庁内利用の促進を図る。併せて、子どもたちが、環境について多角的に考えていく機会として、「こどもエコフォーラム」を開催する。</p> <p>○市内の地盤・地下水位の動向を把握し、地下水揚水規制業務の基礎資料とする。また、雨水流出抑制や湧水保全など、健全な水循環の再生に向け、水循環機能の調査・解析を行う。</p>
技術開発担当(4人)	
下水道技術開発担当 (3人)	○下水道事業の効率的な運営や資源循環型社会への対応などを図るため、課題となるテーマについて技術開発・調査研究を行う。

	○下水の高度処理の効率化に関する検討や汚泥焼却灰の資源化に関する研究・開発を進めるとともに、汚泥消化ガス利用の高効率化や下水道のもつエネルギーや資源の有効利用に関する検討なども行っている。
環境監視センター (6人)	○大気汚染防止法等に基づき、大気汚染及び水質汚濁の状況について、35箇所の定点(大気:28箇所、水質:7箇所)で年間を通して自動測定器による連続測定を行う。また、67工場(大気:35工場、水質:32工場)について、汚染物質排出量等の発生源監視を行う。 ○河川・海域水質調査、地下水質調査、道路交通騒音調査、鉄道騒音・振動調査、航空機騒音調査、ベンゼン等の有害大気汚染物質調査、環境大気中のアスベスト調査、空間放射線測定など各種環境測定を行う。

(5) 職員数及び事業費の推移

(衛生研究所)

(単位:人、千円)

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
職員数	60	60	60	59	58	56	57	56	54	56
事業費	221,892	226,982	239,166	235,219	224,863	222,773	203,966	189,703	199,039	185,422

(環境科学研究所※監視センター及び下水道技術開発除く)

(単位:人、千円)

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
職員数	36	35	35	35	35	35	34	33	33	32
事業費	331,474	373,062	259,429	200,457	239,439	216,443	214,565	196,160	177,684	146,569
						(監視センター)	職員数	7	7	7
							事業費	330,576	279,284	260,019
						(下水道技術開発)	職員数	4	4	4
							事業費	91,015	38,904	62,706

(注1)職員数は、嘱託員、再任用職員等を除く。

(注2)事業費は、予算額。

(注3)環境科学研究所は、平成17年度に監視センター及び下水道技術開発を統合。

- ・ 過去10年間で、衛生研究所は、職員が4人、事業費が約3千6百万円(11年度比約16%)減少している。同様に、環境科学研究所は、職員が4人、事業費が約1億8千5百万円(11年度比約56%)減少している。
- ・ 両研究所とも、職員の嘱託員化及び再任用職員化により人員の縮減を図っており、事業費については、庁舎管理、機器リース・保守、備品等の縮減により、経費抑制を図っている。

(6) 技術系職員年齢別構成(平成20年4月14日現在在籍数) ※再任用職員を除く

(衛生研究所)

	20代	30代前半	30代後半	40代前半	40代後半	50代前半	50代後半	計
人数	3	7	12	6	4	9	10	51
割合	6%	14%	24%	12%	8%	18%	20%	100%

(環境科学研究所)

	20代	30代前半	30代後半	40代前半	40代後半	50代前半	50代後半	計
人数	5	2	2	5	3	1	18	36
割合	14%	6%	6%	14%	8%	3%	50%	100%

(参考) 職種一覧 (平成20年6月1日現在)

衛生研究所

事務	化学	生物	薬剤師	臨床検査技師	衛生監視員	医師	獣医師	計
5	8	1	24	11	4	3	1	57

環境科学研究所

事務	化学	生物	土木	機械	電気	計
6	22	3	6	4	1	42

(7) 平成19年度決算事業費内訳

平成19年度 衛生研究所事業費

(単位:円)

科目	管理費	試験検査費	調査研究 研修指導費	感染症・疫学情報 提供事業	健康危機管理 対策事業	合計
共済費	3,084,524	177,843				3,262,367
賃金(嘱託員)	29,505,765	1,839,660				31,345,425
報償費(講師謝金)		38,557				38,557
旅費	357,720	280,160	83,980	84,630		806,490
需用費	22,221,083	51,584,470	1,178,368	700,295	2,891,288	78,575,504
役務費	969,286	1,240,124		620,038		2,829,448
委託料	19,731,790	9,253,125		645,750	4,567,710	34,198,375
使用料及び賃借料 (検査機器等リース料)	244,164	45,687,684		821,675		46,753,523
備品購入費		833,511		78,687	608,265	1,520,463
負担金補助及び交付金	107,500	80,200		28,000	55,000	270,700
貸付金(手数料つき)	20,000					20,000
合計	76,241,832	111,015,334	1,262,348	2,979,075	8,122,263	199,620,852

人件費 468,255 千円

平成19年度 環境科学研究所事業費

(単位:円)

科目	管理費	機器保守 管理運営費	試験検査 費	環境情報 提供事業	調査研究 費	化学物質リ スク管理に 関する研究	大気水質 常時監視	環境測定 事業	下水道事業	合計
共済費	1,537,610	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537,610
賃金(嘱託員)	13,134,180	0	0	0	0	0	0	0	0	13,134,180
報償費	0	0	0	40,000	0	0	0	199,525	0	239,525
旅費	1,149,370	0	0	0	0	5,460	0	0	215,120	1,369,950
需用費	22,852,916	2,171,174	8,372,445	196,869	6,817,051	551,942	12,928,336	76,277	360,738	54,327,748
役務費	718,910	517,270	0	4,200	0	0	9,541,426	0	0	10,781,806
委託料(庁舎・機器保守、 各種調査委託等)	23,975,992	8,167,220	0	869,400	16,092,800	0	104,697,337	63,396,270	15,676,500	232,875,519
使用料及び賃借料 (機器リース料等)	2,546,822	41,108,744	0	57,896	786,744	12,880	50,511,437	0	304,668	95,329,191
備品購入費	0	886,851	1,329,216	0	12,557,895	0	14,577,150	0	0	29,351,112
負担金補助及び交付金	167,000	0	0	0	0	0	0	3,000	4,296,000	4,466,000
合計	66,082,800	52,851,259	9,701,661	1,168,365	36,254,490	570,282	192,255,686	63,675,072	20,853,026	443,412,641

人件費365,177千円

3. 衛生研究所及び環境科学研究所の役割

(1) 衛生研究所の現状及び課題と方向性

ア 現状

横浜市衛生研究所は、昭和 31 年、地方自治法の改正（大都市特例）により、食品衛生法に基づく食品衛生検査所として設置された。その後、昭和 34 年、厚生省事務次官通知による「地方衛生研究所設置要綱」を踏まえた衛生研究所条例を制定し、衛生研究所として発足し今日に至っている。

【地方衛生研究所設置要綱】

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする。

横浜市衛生研究所は、日頃から保健所や区福祉保健センター等と一体となった取り組みが求められており、試験検査や調査研究等の業務を通して、健康危機発生時の原因究明や保健所が行う公権力行使の科学的根拠を提供するなど、保健所の支援機関として市民の健康・安全・安心を守る健康危機管理の一翼を担っている。

また、近年は、健康危機対応に加え、地域保健に関する総合的な調査研究や地域保健関係者に対する研修指導、病原体の検査、患者情報及び病原体情報の収集・解析・公表を行うなど、地方感染症情報センターの役割も担っている。

【健康危機管理における役割】

◆試験検査

〈平常時〉

- ・食品、医薬品、家庭用品等の収去検査や試買検査
- ・飲料水、プール、浴場等の水質検査
- ・感染症のサーベイランスや B、C 型肝炎、H I V 等検診に係る検査
- ・苦情に関わる原因物質等の特定に関する検査

〈健康危機発生時〉

- ・健康被害の原因物質等の特定
- ・感染経路や病因物質の由来を究明するための遺伝子解析による分子疫学調査

◆調査研究

- ・病原体、化学物質による健康被害の予防・防止に関する取組
- ・試験検査方法の開発・改良に関する取組
- ・保健・医療・福祉に関する調査研究
- ・積極的疫学調査

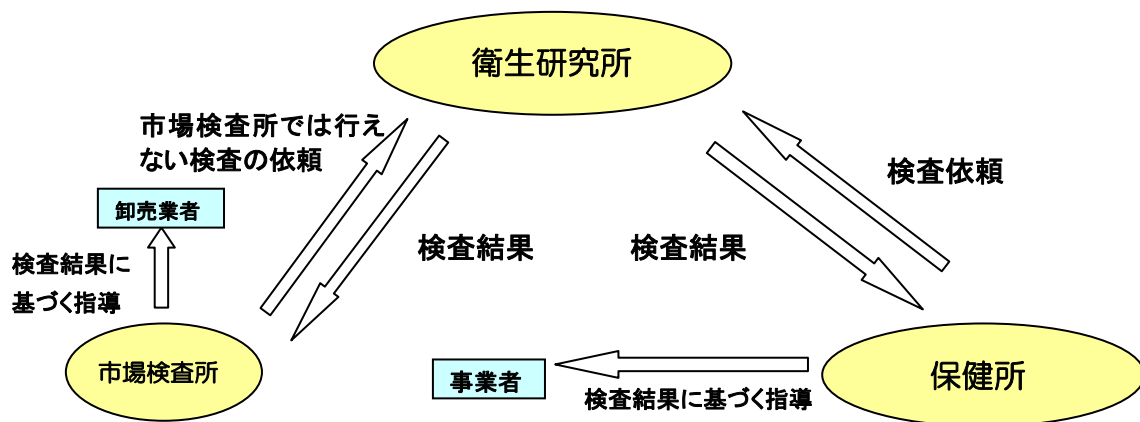
◆研修指導

- ・区福祉保健センターや市場検査所等の職員に対する技術研修
- ・大学、民間企業、海外研修生に対する技術支援

- ◆健康被害情報等の収集・解析・提供
 - 地方感染症情報センターとして位置づけ役割
 - ・感染症発生動向調査に関する解析情報の提供
 - ・健康被害情報に関する提供
 - ・公衆衛生情報の収集・解析・提供

【参 考】

衛生研究所、保健所、市場検査所の関係（行政検査の流れ）



＜保健所＞

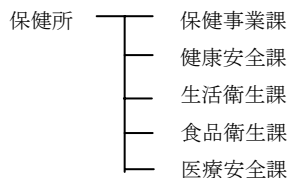
市民の健康を守る機関として、感染症・食中毒等の健康危機発生時に、営業停止などの行政処分や衛生管理指導など、迅速で的確な対応を行う。（平成19年度に、1保健所・18支所の新体制になり、指揮命令系統の一元化を図った。）

*保健所は、健康危機管理及び公権力行使に関わる検査は行っていない。

【衛生研究所と保健所の役割分担】

- ①感染症・食中毒等健康危機発生時に原因施設に立ち入り、原因食品の収去やふき取り検査等検体採取を行う。
- ②監視指導計画に基づき、食品の収去、薬品や有害物質を含有する家庭用品の試買を実施する。
- ③収去・試買した検体は、すべて衛生研究所で検査を行い、その検査結果を基に、市民や事業者に対し処分、指導、助言等を行う。

【組織図】



＜中央卸売市場本場・南部市場食品衛生検査所＞

市場内流通食品の安全性確保のための監視指導の実施、不良食品の発見排除、迅速・正確な試験検査を行う。

イ 課題と方向性

(研究所全体に関すること)

○ 増加する健康危機への対応

衛生研究所を取り巻く社会的状況には、主に次のようなものがある。

《社会的状況》

- ① 新興・再興感染症等に対する脅威
 - ・ 新型インフルエンザ、SARS、ウエストナイル熱発生の危惧
 - ・ 増え続けるHIV感染者・エイズ患者
 - ・ ノロウイルス、腸管出血性大腸菌の流行
 - ・ 世界的麻疹排除計画の進行、健康危機管理対策
- ② 食の安全性に対する不信感の増大
 - ・ 食品の偽装問題、輸入食品の残留農薬、違法添加物、未承認の遺伝子組み換え食品やアレルギー物質を含む食品表示の問題
 - ・ 食中毒への不安
- ③ 指定薬物や違法薬物乱用による社会不安
 - ・ 違法ドラッグ等の増加
- ④ 健康志向の高まりと関連する製品、サービスの安全性確保
 - ・ 医薬品等を違法に含む健康食品による健康被害の増加
 - ・ 屋内プールやスーパー銭湯等の健康産業の急増等によるレジオネラ症発症事例の増加
 - ・ シックハウスに代表される化学物質等に対する不安
 - ・ 安全でおいしい飲料水へのニーズの増加
- ⑤ テロへの脅威
 - ・ 松本サリン事件やアメリカ同時多発テロ以降の世情不安（生物・化学テロや核物質テロの脅威）

衛生研究所は、試験検査、調査研究等を通じて、保健所の科学的・技術的支援機関としての役割を果たしているが、増加傾向にある健康危機等の社会的ニーズに対応していくことが求められている。

《例》

- ① 新型インフルエンザ、SARS、結核等の新興・再興感染症やノロウイルス、腸管出血性大腸菌等の食中毒の原因究明に係わる遺伝子解析の充実・強化が求められている。

- ② 新型インフルエンザの流行が懸念される中で、これまで以上により迅速かつ的確な感染症情報の収集と解析情報の還元が医療機関、保健所及び市民などから求められている。
- ③ 食品の残留農薬のポジティブリスト制導入に伴う一斉分析や食品のアレルギー物質への対応等、試験検査方法の開発・改良に関する調査研究の充実が課題となっている。
- ④ 生活習慣病などの地域保健対策に係わる疫学情報等の解析機能のさらなる充実が保健所等から期待されている。

これらの増加する社会的ニーズに対しては、国や県内の衛生研究所及び大学などの研究機関と情報交換や技術交流などの連携を図り、より迅速、的確に対応できる体制を整備する必要がある。

○ 県内衛生研究所等との連携

県内には、「地方衛生研究所設置要綱」に基づいた衛生研究所が神奈川県、横浜市、川崎市に設置されている。また、中核市である横須賀市や相模原市には、地域保健法施行令及び食品衛生法に基づき検査施設が設置されている。各市の衛生研究所等は当該市域を、神奈川県衛生研究所は地方衛生研究所等が設置されていない市町村区域を対象として、公衆衛生における科学的、技術的な機関としての役割を担っている。

健康危機管理は自治体の責務であり、当該自治体の衛生研究所や検査施設は、基本的にはあらゆる検査項目に対応できるようにしておくことが重要である。しかし、大規模な健康危機発生時など各研究所が独力で対応が困難な場合は、県内の衛生研究所等が連携して対応することが効果的である。

そこで、平成18年度に「健康危機発生時の衛生研究所等の相互応援に関する協定」を首長間で締結した。現在は、さらに広域（関東甲信静）の首長間で相互応援協定が締結されている。

一方、平常時においては、県内の衛生研究所等と情報交換や技術交流等の連携を強化し、相互に検査対応能力の向上を図ることも必要である。そのため、連携のあり方について、課題等を整理するために県内の衛生研究所等によるワーキンググループを設置し検討を行うこととしている。

《連携の取組状況》

① 健康危機発生時の衛生研究所等の相互応援に関する協定

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市は、大規模な感染症や食中毒等の健康危機の発生に備え、発生自治体の衛生研究所等において独力で検査が困難な状況が生じた場合に、当該自治体の要請に基づき県内の衛生研究所等が迅速に応援を行う。

- ② 研修や情報交換
- ③ 共同研究の実施
- ④ 医薬品や水質の検査精度向上に向けた取組

○ 人材の育成

衛生研究所は、団塊世代の大量退職により技術の継承等、人材育成が緊急の課題となっている。技術レベルを維持し向上させるためには、積極的に学会へ参加するなど、他機関の研究者と交流することも有効な方法である。

今後は、その職員の能力や成果が、適切に評価されるような人事システム（例えば、研究成果を論文にまとめ学会誌へ投稿した職員が昇級や昇任などの人事面で、適切に評価されるようなシステム）の検討が重要である。

○ 施設の耐震性及び設備の劣化等

衛生研究所は、築40年が経過し老朽化が著しい。平成15年に実施した保全計画に関する調査では、躯体の大幅な修繕の必要性や電気、空調、給排水設備等の劣化など、施設全体について全面的な改修が必要との報告がされている。

また、平成18年に行った耐震診断結果では、建替えもしくは大規模修繕の必要がある建物と判定され、平成27年度までに具体的な対策をとるよう求められている。

衛生研究所は、健康危機管理に対応するため検査体制を常時維持すること（365日24時間体制）が求められているため、施設の耐震補強等に関する工事で機能を停止することはできない。

また、業務を続けながらの工事は、振動・粉塵等の発生によって検査精度に重大な影響を与えることから、実際の工事にあたっては、詳細な検討を行う必要がある。

《施設設備の状況》

- ・外壁の亀裂等による雨漏り等、躯体の全面的な劣化
- ・建物周囲の地盤沈下対策
- ・電気設備の能力不足と劣化
- ・給排水設備の劣化
- ・空調設備の構造及び能力不足
- ・昇降機の不調

○ 実験室の安全性等の確保

保健所の科学的・技術的支援機関としての役割を担っている衛生研究所は、保健所が行う行政処分等の科学的根拠となる検査データ等を提供しているため、正確で再現性のある試験検査を行うことのできる実験室が不可欠である。

また、試験検査等で取り扱う微生物や化学物質による、職員や周辺環境への影響を取り除くために安全な実験室の拡充整備が課題となっている。さらに近年、化学物質や感染性の微生物を使用する試験・研究機関は、入退室管理や在庫管理など施設のセキュリティ対策が強く求められるようになっている。

《実験室の状況》

- ・事務スペースと実験室の区画が不十分
- ・試験の内容に応じた専用実験室の充実
- ・換気設備の構造的な不備
- ・バイオハザード及びケミカルハザード対応実験室の拡充整備（BSL3バイオハザード対応実験室の不足、ケミカルハザード対応実験室の未整備）
- ・管理区域の分散による管理面の課題及び実験室等への入退室制限の確保
- ・2方向の避難路のない化学実験室、避難通路の確保

○ 評価機能の強化

衛生研究所の取組分野は、食品、医薬品、感染症など多岐に渡っている。近年、健康危機事例は、農薬入り中国製冷凍餃子等に見られるように多様化しており、SARS、新型インフルエンザなどではさらに広域化、大規模化が懸念される。このため、これまで以上に衛生研究所と保健所、各区福祉保健センターや医療機関等との緊密な連携が重要になっている。

そこで、衛生研究所が公衆衛生行政の科学的・技術的支援機関としての役割を着実に果たせるようにするため、外部の視点を入れた関係機関等からなる「衛生研究所運営委員会（仮称）」を設置し、衛生研究所の業務運営上の課題等について協議し、試験検査、調査研究等の業務を評価するシステムを導入する必要がある。

（試験検査機能に関すること）

衛生研究所は、健康危機発生時の原因究明に関する検査や行政処分の根拠となる検査など、主に試験検査の機能が中心となっている。

行政処分の根拠となる検査や健康危機発生時の原因究明に関する検査は、緊急性が高く、発生時には迅速かつ正確な対応が求められるため、衛生研究所が実施している。

また、衛生研究所が担う健康危機管理は、厚生労働省健康危機管理基本指針を受けて策定された「横浜市健康危機管理ガイドライン」によって、「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するもの」とされており、その検査項目は多岐にわたり、あらゆる試料に対して幅広く対応する必要がある。

《衛生研究所が実施している試験検査》

- ① 行政処分の根拠となる検査（食品の収去検査、家庭用品・医薬品の試買検査等）
- ② 健康危機管理に関する検査（モニタリング、健康被害事例の原因究明等）
- ③ HIV抗体検査等の公衆衛生上の目的の非常に高い検査
- ④ 指定薬物などの民間検査機関では標準品が入手できない検査

《参考》

① 衛生研究所が対応している検査対象

- ・ 試料
(便、尿、血液、食品、医薬品、家庭用品、飲料水、排水、室内空気、土壌、生物等)
- ・ 検査対象物質等
(細菌、ウイルス、リケッチア、真菌、原虫、衛生動物、医薬品成分、食品添加物、残留農薬、動物用医薬品、食品のアレルギー物質、遺伝子組み換え食品、揮発性有機化合物、毒劇物等)

② 民間検査機関アンケート調査

横浜市衛生研究所が平成17年度に行ったアンケート調査によると、民間の登録検査機関では、関係する法律によって取り扱う検査項目や対象とする試料がほぼ決まっており、衛生研究所のように多岐にわたる検査項目や試料に対応できる機関はなかった。よって、具体的な検査項目の指定ができない健康危機発生時の原因究明に関する検査を民間の登録検査機関に委託することは、現状では困難である。

○ 民間委託等

限られた経営資源を有効に活用しながら多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、時代の変化を踏まえ、民と官の役割を絶えず見直し最適な運営手法を選択することが求められている。

これまで行ってきた平常時の収去検査及び試買検査などの中で、真に行政として直接実施すべきものを検証し、例えば定例的な検査で、民間に対して検査項目を指定し、その検査精度が確保され、効率性が図られるものについては、積極的に委託等を図っていく必要がある。

《民間に委ねる検査の例》

- ① 市民や事業者からの依頼による有料依頼検査
- ② B,C型肝炎等の検診に関わる検査
- ③ 食中毒等の原因究明後の市民の安心のために行う検便 など

《廃止する検査の例》

河川の定点水質検査（腸管系の病原菌検査）は、鶴見川におけるコレラ菌検出（昭和53年）以来実施してきたが、この間の調査で十分に実態把握ができており、その役割を終えている。

○ 精度管理

民間検査機関に検査を委託する場合は、関係法令に基づき登録検査機関に依頼する必要がある。その際、衛生研究所は検査の信頼性を確保するために、クロス検査の実施や精度管理状況を点検・評価することのできる技術レベルを保持しておくことが重要である。また、健康危機発生時の原因究明や行政処分の科学的根拠となる検査データを提供する衛生研究所は、さらなる精度管理の徹底に向けて取り組む必要がある。

○ 今後、強化する検査の考え方

今後、試験検査機能を強化する際に優先して取り組む検査は、直接健康被害がでる可能性の高い検査である。次に市民要望の高い検査であり、三番目にモニタリング検査である。

健康被害に関する検査のうち、アレルギー物質を含む食品の検査は、今後もアレルギー物質が増える傾向にあるので拡充強化すべきである。また、現在取り組んでいない植物毒やカビ毒等の自然毒は、人への健康影響が重篤であるため早急に取り組むを検討する必要がある。

市民の関心や要望の高い検査では、遺伝子組換え食品の検査があり、今後も市民のニーズを考えて実施すべきである。

モニタリング検査は、予防的、予見的視点と原因究明の視点から重要な検査であり、その結果を調査研究の基礎データに活かすことが質的向上にもつながる。

(調査研究機能に関すること)

調査研究は、試験検査機能を補完するとともに、技術レベルの維持向上等人材育成の面からも不可欠な機能である。しかし、その一方で、衛生研究所は、市民生活に密着した健康・安全・安心に関わる試験検査が中心となっているため、研究機関としての役割が見えにくいといった指摘がある。

○ 行政ニーズに対応した調査研究

衛生研究所における行政ニーズとは、市民の不安解消や健康被害の拡大防止を図ることである。区福祉保健センターを介して衛生研究所に依頼される検査は、食品、飲み水（ビル・マンション水道水、井戸水等）、生活環境水（プール、浴場等）、感染症（細菌、ウイルス、真菌等）、室内空気環境（揮発性有機化合物（VOC）ダニ、真菌等）、衛生動物（ネズミ、衛生昆虫等）など、健康危機事例や市民からの苦情相談に関する検査は多岐にわたる。

特に、原因の究明に関する検査は、常に迅速に対応する体制（健康危機管理体制）を衛生研究所として確保しておくことが重要である。

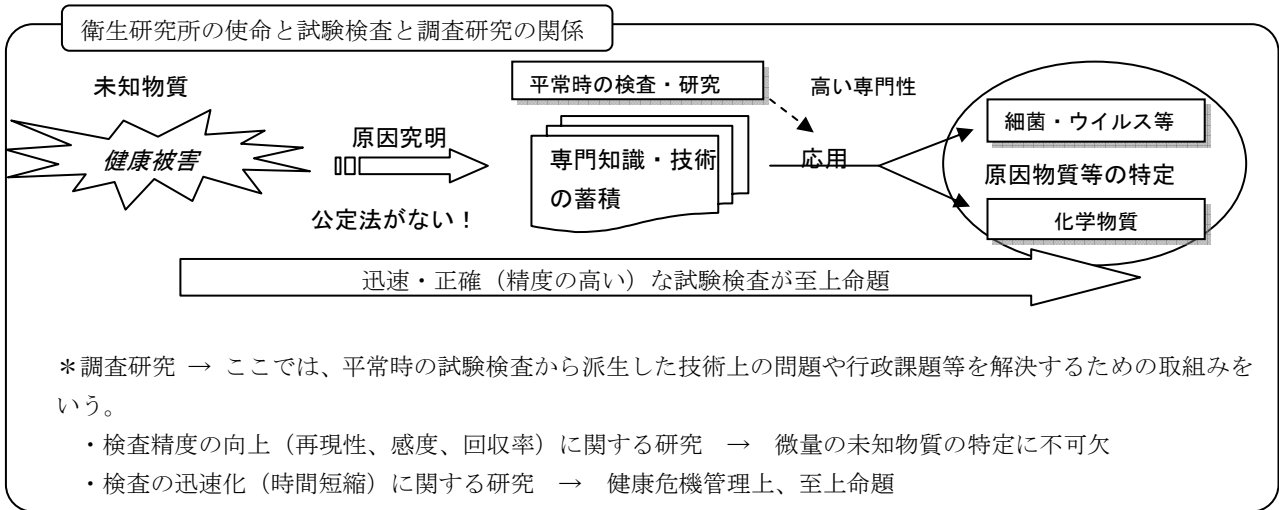
そのためには、平常時から技術レベルの維持向上につながる調査研究（例えば、病原体や有害化学物質等の実態把握等に係わるモニタリングや試験検査方法の開発・改良に関する研究等）を行っておくことは大切である。

また、研究所として、公衆衛生に関する課題を見つけ、課題解決のための調査研究を行い、新たな発見や提言を行っていくことも重要である。

○ 試験検査への反映

調査研究は、試験検査業務において技術レベルの維持向上を図り、精度管理を適切に行うための基礎となるものである。

調査研究の成果が試験検査において迅速かつ精度の高いデータを出すことにつながり、それが結果的に市民生活の安全・安心という形でフィードバックされることになる。そのため、衛生研究所としての課題解決や問題把握のための取組は重要である。



○ 行政施策への反映と成果の公表

これまで取り組んできた試験検査に関する研究やモニタリング調査等に加え、今後は、保健所と連携を図りながら公衆衛生行政を推進していく上で必要な政策的な課題解決のための調査研究に取り組む必要がある。

また、調査研究の成果は、研究レベルの向上のためにも、学会誌への投稿を積極的に行うとともに、保健福祉関係者や市民に対して、わかりやすい形で公表するなど、研究所の取組を積極的に PR していくことも研究所を理解して頂く上で重要である。

（研修指導機能に関すること）

研修指導は、衛生研究所の職員が試験検査や調査研究で蓄積した専門知識や技術を地域保健関係者や公衆衛生に携わる者に対して技術支援という形で提供する機能の一つであるが、その範囲が課題となっている。

○ 研修指導機能の基本的考え方

衛生研究所の研修指導は、講師となる職員にとってもスキルアップにもつながるものである。公衆衛生の科学的・技術的中核として位置づけられた衛生研究所にとって、研修指導は今後も重要な役割ではあるが、本来業務である試験検査や調査研究に支障が出ないように配慮する必要がある。

（情報の収集・解析・提供機能に関すること）

衛生研究所は、試験検査、調査研究等で得られた成果やこれらの業務を通して収集した専門的な情報を保健所等の行政機関に積極的に提供するとともに、分かりやすい形にして加工して市民に提供することが求められている。

また、感染症法に基づく地方感染症情報センターとしての役割も担っており、医療従事者や地域保健関係者等の専門家に対して、感染症などの解析情報の提供

を行っている。衛生研究所ホームページのアクセス件数は、多い年で年間300万件を超えるなど、専門家に加え市民にとっても重要な情報源となりつつある。

○ 積極的疫学調査の支援

衛生研究所は、保健所が行う感染症の積極的疫学調査に関して、通常の病原体検査に加え、感染症法に定める地方感染症情報センターとして、医学的・疫学的情報の提供やサンプリング、データ解析に関する助言などで組織的な支援を行う必要がある。

○ 情報提供機能

保健所との役割分担を明確にしたうえで、提供する情報は、市民向けと専門家向けに区別して行うなどの工夫が必要である。特に、試験検査や調査研究を通して得られた知見や様々な健康被害に関する最新情報は、迅速、正確に提供する必要があり、データベースとしての機能も求められているので、今後は、そうした情報を積極的に公表していくという姿勢も大事である。

(2) 環境科学研究所の現状及び課題と方向性

ア 現状

今日の環境問題は、身近な生活環境から我々の生存基盤にかかわる地球規模の環境問題まで複雑多岐にわたっている。横浜市においても、これら広範な環境問題への対応を図ることが求められており、行政の果たす役割は特に重要となっている。

このような状況の中、横浜市環境科学研究所は、環境創造局の研究所として、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」第18条に基づき策定された「横浜市環境管理計画」に掲げる「5つの都市環境像」の「基本方向」に沿った「基本施策」を科学的な調査研究により支援するために、同条例第8条に基づく環境監視や第17条に基づく調査研究等をはじめ試験検査・技術開発・環境情報提供・環境学習支援等の業務を行っている。

公害（生活環境）対策の推進

【目標となる都市環境像】

- 環境の監視・測定体制が整備され、産業型公害の防止、都市生活型公害の改善がなされている。（環境管理計画）
- 有害化学物質等による環境汚染が未然に防止されている。（同）



◆調査研究

- ・浮遊粒子状物質、酸性降下物などの調査研究
- ・地下水・水循環に関する研究、地盤情報の提供
- ・化学物質リスク管理に関する研究

◆試験検査

- ・大気水質行政検体、有害大気汚染物質
- ・アスベスト、ダイオキシン類

◆環境監視

- ・大気水質常時監視
- ・大気、水質、地下水、騒音振動の環境測定事業

◆技術開発

- ・水処理等に関する調査検討（高度処理、合流改善の効率化や消毒技術の効率化等）

自然環境の保全及び快適環境の創造

【目標となる都市環境像】

- 生態系へ配慮した緑・水辺など身近な自然環境が適正に保全、活用、創造されている。（環境管理計画）
- 生物生息環境の保全・回復が図られ、エコロジカルネットワークが形成されている。（水と緑の基本計画）



◆調査研究

- ・生物モニタリング調査
- ・多自然型水・緑整備事業の環境への効果に関する研究
- ・まち・生き物・自然が融合する環境づくりに関する研究

少負荷型・循環型都市の形成

【目標となる都市環境像】

- 環境負荷を低減する都市構造や、生産・消費・廃棄など社会経済活動の各段階で環境配慮が行われる社会システムが形成されている。(環境管理計画)



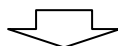
◆技術開発

- ・ 汚泥処理等に関する調査検討
- ・ 資源有効利用に関する調査検討
- ・ エネルギー有効利用に関する調査検討
- ・ 下水道に関する新技術開発

地球環境保全対策の推進

【目標となる都市環境像】

- 地球規模の環境問題に対する実践的な取組が、地域レベルでなされ、海外の諸都市との環境保全に関する国際的な連携が図られている。(環境管理計画)
- 業務集積地域、建物密集地域、複合要因地域および高排熱地域において、平成37年(2025年)頃までに、熱帯夜日数を現状から1割程度減少させる。(ヒートアイランド対策取組方針)
- 既存の大規模な樹林地などの緑地をクールスポットとして維持・保全し、周辺地域も含めたヒートアイランド現象を緩和する。(ヒートアイランド対策取組方針)
- 環境科学研究所等産官学が連携し、クールスポット効果の検証など、ヒートアイランド対策に関する調査・研究を推進(横浜市脱温暖化行動方針「CO-DO30」)
- ヒートアイランド対策取組方針で示された目標等の達成を図るために必要な施策を地域特性を踏まえて具体化するものであり、区レベルでのヒートアイランド対策の計画を策定する際の手引きとして位置づけ(横浜市ヒートアイランド対策アクションプラン)



◆調査研究

- ・ ヒートアイランドに関する研究
- ・ ヒートアイランド対策に関する施策(横浜市ヒートアイランド対策アクションプラン)の素案の作成
- ・ 施策を推進するためのデータの提供
- ・ 都市土壌の乾燥化評価手法の開発

環境保全意識の向上及び自主活動の促進

【目標となる都市環境像】

- 環境問題に関する学習活動が活発に行われ、環境の保全と創造に向けた自主的な取組が積極的になされている。(環境管理計画)
- 身近な問題から地球環境の保全まで、広がりのある環境教育を実践する。(横浜市環境教育基本指針)

- ・ 環境情報提供事業(環境データ、研究成果の提供等)
- ・ 環境学習支援事業(フォーラム、観察会)
- ・ 研修指導(各種技術講習講師派遣、大学講演、市民向け研修等)

【参 考】

横浜市環境科学研究所の調査研究等は、横浜市の環境政策の基本的な考え方、長期的な目標、施策の具体的な展開方向を示した「横浜市環境管理計画」により、その方向性が示されている。

また、中央環境審議会答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」においても、地方環境研究機関の研究能力の一層の強化・充実を図るべきであることが指摘されている。

(1) 「横浜市環境管理計画」(H16年3月)

多様化する今日の環境問題に的確に対応するため、環境科学研究所を中心として総合的かつ科学的に調査研究を行い、国、他の地方公共団体、民間の研究機関、大学などと連携した調査研究を進めるとともに、科学的知見の集積につとめ、研究成果を効果的に環境施策につなげるなど、調査研究・環境監視結果をより行政施策に活かすことが求められている。

(2) 中央環境審議会答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(H18年3月)

地域に根ざし、地域社会と連携した環境研究・技術開発の推進が重要であり、地方環境研究機関の研究能力を最大限活用するための方策を講じる必要がある。

また、地方環境研究機関については、地域の実情に応じ、その果たすべき役割や重点化すべき分野・業務を再検討の上、自らの研究能力の一層の強化・充実を図るべきである。

イ 課題と方向性

(研究所全体に関すること)

○ 環境モデル都市への取組

横浜市は、平成20年7月、温室効果ガス排出量の大幅削減等により「低炭素社会」への転換を進め、国際社会を先導していく「環境モデル都市」として、政府から選定された。今後、「横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30)」で定める目標、「2025年までに市民一人あたり排出量を30%以上削減(04年度比)」の達成を目指している。

環境科学研究所は、産官学と連携したヒートアイランド対策に関する調査研究の推進や下水汚泥の新たな処理・活用による温室効果ガスの削減、家庭系生ごみと下水汚泥の混合消化によるバイオエネルギーの活用など、モデル都市への取り組みに関係する調査研究・技術開発を行い、目標達成に必要な情報等を積極的に提供していくことが求められている。

○ 研究所の位置づけ

環境科学研究所の業務のベースとなっている「横浜市環境の保全及び推進に

関する基本条例」や「横浜市環境管理計画」は、横浜市全体の環境施策の方向を定めたものであり、環境科学研究所も横浜市の環境行政全般に関わって研究を進めていくべき機関であるため、現在の組織的位置づけを見直す必要がある。また、環境創造審議会への関わりの強化を検討する必要がある。

○ 独自性の発揮

中央環境審議会答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」に「地方研究機関については、地域の実情に応じ、その果たすべき役割や重点化すべき分野・業務を再検討の上、自らの研究能力の一層の強化・充実を図るべきである。」とあるとおり、地域特性に応じた調査研究が地方環境研究所の役割であることから、横浜らしい、横浜だからこそ成り立つ調査研究に取り組み、その成果を積極的に公表していくことが重要である。

○ 他の研究機関との連携

県内には、神奈川県、横浜市、川崎市に地方環境研究所が設置されており、横浜市、川崎市の研究所は各々の市域の地方環境研究所の役割を担い、神奈川県環境科学センターは、横浜市域及び川崎市域以外の市町村区域における地方環境研究所としての役割を担っている。

横浜市域を越える広域的な問題については、国立環境研究所や他の地方環境研究所、大学などと協力して対応していくことが必要であることから、それらの機関との連携を図るとともに、国と地方自治体における調査研究業務のそれぞれの役割を明確にして対応していく必要がある。

○ 人材の育成と確保

今後、調査研究に応じ、研究所として一定程度の技術的レベルや危機管理的ノウハウを備えた人材を育成、確保する必要がある。直近の課題として、大量退職する団塊の世代の技術の継承があり、計画的な人員採用・配置を進めていくとともに、民間における新技術の導入などの新たな対応策も検討する必要がある。

○ 施設の耐震性及び設備の劣化等

環境科学研究所は、昭和51年4月に開所し32年が経過している。平成15年に行った耐震診断結果では、建替え若しくは大規模修繕の必要がある建物と判定され、平成27年度までに具体的な対策をとるよう求められている。

外壁等の建築構造物に一部亀裂が発生している。また、受変電設備、昇降機などの設備の更新も課題になっている。

(調査研究機能に関すること)

環境科学研究所は、多様化する今日の環境問題に的確に対応し、「横浜市環境管理計画」を科学的に支援するため、調査研究を行っている。

「公害(生活環境)対策の推進」、「自然環境の保全及び快適環境の創造」、「地球

環境保全対策の推進」等の各分野における調査研究及び技術開発については、環境創造局研究・技術開発会議（関係部課長により構成）の審議を経て実施される仕組みとなっている。

《環境科学研究所が実施している調査研究》

- ① ヒートアイランドに関する調査研究
- ② 生物多様性に関する調査研究
- ③ 地下水・水循環に関する調査研究
- ④ 大気環境に関する調査研究
- ⑤ 化学物質リスク管理に関する調査研究

○ 民間委託等

環境科学研究所が行っている調査研究業務のうち、調査研究の企画立案や調査結果等のデータ解析評価や行政施策への連携調整等については、研究所の職員が直接行っているが、データ収集など、民間で実施したほうが効率的な部分については、すでに民間に委託している。

しかし、限られた経営資源を有効に活用しながら多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、時代の変化を踏まえ、民と官の役割を絶えず見直し最適な運営手法を選択することが求められている。

これまで行ってきた調査研究の中で、真に行政として直接実施すべきものを検証し、民間や大学など他の機関との連携や役割分担により効率性が図られるものについては、積極的に見直しを図っていく必要がある。

○ 行政施策への反映

「横浜市環境管理計画」の中でも、環境科学研究所を中心として、研究成果を効果的に環境施策につなげ、調査研究・環境監視結果をより行政に活かすことが求められており、平成18年度から環境創造局内に設置した「環境創造局研究・技術開発会議」において、行政課題の把握と研究成果の反映に関する評価・検証を十分に行い、関係部署との連携を図っていく必要がある。

○ 広域的問題への対応

光化学スモッグのように広域的なレベルで対応が必要な問題が発生しており、このような問題に関しては原因物質の越境移動の観点から、国、地方環境研究所等が連携して発生原因の調査研究を実施していく必要がある。

○ 今後、強化する調査研究等の考え方

横浜市は環境モデル都市に選出され、温暖化対策をさらに推進していく立場にある。環境科学研究所は、ヒートアイランド現象に関する測定データの蓄積、ヒートアイランド対策の効果検証、緑化・風の道による温度低減効果の解析などを進め、行政施策と連携した調査研究・技術開発を進めていく必要がある。

○ 評価機能の強化

環境科学研究所が行う調査研究については、現在、目標設定、計画の妥当性に関する評価を行っているが、PDCAサイクルに沿ったマネジメントを進めていくために、外部の視点による調査研究結果の評価と、改善措置を行う機能を強化していく必要がある。

(試験検査機能に関すること)

市民生活の多様化とともに、生活環境への関心が高まっており、新たな環境汚染の未然防止、快適環境の保全のために、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等に関して法令等に基づく試験検査を実施している。さらに、環境危機管理能力を強化する必要がある。

《環境科学研究所が実施している試験検査》

- ① 大気関係行政検体試験検査
- ② 水・土壌関係行政検体試験検査
- ③ ダイオキシン類行政検体試験検査
- ④ 放射性物質、有害物質など緊急時環境調査

○ 民間委託

環境科学研究所が実施している試験検査は、未規制有害物質やアスベストなど、民間検査機関では技術的に実施が困難なものや精度管理が不十分なもの、行政として緊急に結果を出す必要があるものを実施している。

しかし、限られた経営資源を有効に活用しながら多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、時代の変化を踏まえ、民と官の役割を絶えず見直し最適な運営手法を選択することが求められている。

これまで行ってきた試験検査の中で、真に行政として直接実施すべきものを検証し、例えば定例的な検査で、民間での精度が確保され、効率性が図られるものについては、積極的に委託等を図っていく必要がある。

民間委託については、試験検査の信頼性を確保する観点から、精度管理が重要であり、ISO/IEC 17025 のような試験能力の一般要求事項を規定している国際規格を取得している機関への委託など、精度確保を保証する仕組みを検討する必要がある。

(環境監視機能に関すること)

環境監視センターでは常時監視と環境測定を行っている。

常時監視は、大気汚染防止法等に基づいて、35箇所定点において大気汚染及び水質汚濁の状況を自動測定機で連続測定するとともに、67工場からの汚染物質排出量等の発生源監視等を実施している。これらの結果を踏まえて、大気汚染物質等についての工場・事業場からの排出の抑制とその効果の把握を行っている。

環境測定は、河川、海域、地下水、大気、騒音、振動などについて、水質汚濁防止法等の規定に基づき定期的な測定を実施し、水環境等の変化を継続的に把握

し、対策に結び付けている。

○ 民間委託

大気水質の常時監視は、大気、水環境において汚染が著しくなり、人の健康や生活環境に被害を生じる場合に、一般への周知、工場・事業場等に対してばい煙排出量の減少等の必要な措置の協力要請や命令などの行政行為を迅速に行う必要があるため、大気汚染防止法等により、環境監視センターで直接実施している。しかし、民間での確実な実施が確保され、効率性が図られるものについては、積極的に委託等を図っていく必要がある。

なお、常時監視の測定機器の維持管理や河川、地下水、大気、騒音などの各種環境測定については、すでに民間委託により実施している。

○ 精度管理

常時監視測定機器の精度管理については、これらの測定機器に関する検定の仕組みが不十分なことから、現時点では行政が直接精度管理を行っている。とりわけ、大気環境の測定機器の校正に必要な標準ガスの品質評価は重要である。

○ データの信頼性確保と活用

大気汚染や水質汚濁の緊急時の対策や環境基準への適合判断に活用される監視データは、正確であることが非常に重要であり、また、それらの情報をきちんと管理していくことが信頼性の確保につながる。

河川などの各種環境測定を民間に委託しているが、受託先における測定能力の確保、監視センターにおける検証が大変重要である。

また、環境監視業務で得たデータを、環境科学研究所における調査研究に活用するなど、環境施策に活かしていくことが課題となっている。

(技術開発に関すること)

技術開発分野においては、下水道事業における水処理・汚泥処理に関する調査検討、再生水・汚泥焼却灰等の資源有効利用手法の開発とともに、下水処理過程で発生するエネルギーの効率的利用方法の開発などを行っている。

○ 他分野の技術開発

技術開発には、地球温暖化等の分野で実施すべき部分もあるので、下水道以外の環境分野の技術開発についても、必要により対応すべきである。

(環境情報提供・研修指導機能に関すること)

環境科学研究所では、WEBページによる調査・研究データの情報提供をはじめ、小中学校への出前講座等による環境教育・環境学習の支援等を行っている。

○ ホームページの改善と活用促進

市民への説明責任、理解増進を図るためにホームページの活用が重要であり、ホームページを通じて研究所で実施していることをわかりやすく市民に提供する必要がある。また、市民が利用しやすいものとするための改善も必要である。

○ 環境学習・環境教育の推進

環境科学研究所では、従来から研究発表会などを行っているが、環境学習・環境教育による市民啓発なども研究所の大きな役割の一つであり、推進していく必要がある。

○ 学会誌への投稿等

研究レベル向上のためにも、科学的視点で審査を受ける学会誌への投稿及び学会での発表を積極的に行い、その成果を適切に評価につなげていくことが重要である。

(3) 今後のあるべき姿

ア 試験検査について

衛生研究所の試験検査は、食中毒などの健康危機発生時には、被害の拡大防止等の観点から原因物質等の特定に際し、迅速性、正確性が第一に求められる。また、食品衛生法等に基づく行政処分の根拠となる試験検査は、迅速性、正確性に加え、公平・公正性が求められる。今後も行政処分の根拠となる検査や健康危機管理に関する検査は、行政が引き続き責任を持って行うべきである。また、緊急時に対応するために、平常時の試験検査による技術レベルの保持が重要である。

環境科学研究所の試験検査は、未規制有害物質やアスベストなど、民間検査機関では技術的に実施が困難なものや精度管理が不十分なもの、行政として緊急に結果を出す必要があるものについて実施している。

このように、試験検査についてはそれぞれの研究所の役割に応じて実施されているが、今後は、さらに県内の研究所や市立大学等の大学との連携など、役割の分担が可能なものは積極的に進めていく必要がある。

さらに、民間での精度が確保され、効率性が図られるものについては、積極的に民間検査機関に委託を行っていく必要がある。

なお、検査を委託する場合は、関係法令に基づく登録検査機関、ISO/IEC 17025等を取得している機関への委託を検討するとともに、自らクロス検査の実施や委託先の精度管理状況を点検・評価することが重要である。

イ 調査研究について

衛生研究所の調査研究は、求められる試験検査の迅速性や精度の向上など技術レベルの維持向上と病原体や化学物質等による健康被害の予防・防止に関することなど、市民の健康や安全・安心の確保につながる問題に取り組んでいる。また、このような調査研究の取組そのものが研究者としてのレベルアップにもつながるため、人材育成の面からも重要な要素となっている。その一方で、研究機関としての役割が見えにくいとの指摘もあり、今後は、保健所と連携を図りながら公衆衛生行政を推進していく上で必要な政策的な課題解決のための調査研究にも取り組む必要がある。

環境科学研究所の調査研究は、中長期の施策である「横浜市環境管理計画」に基づく将来像の実現を科学的な調査研究により支援するために行っており、調査研究内容は、行政内部の会議で審議、決定されているが、今後、調査研究成果をより効果的に行政施策に反映させることが求められている。

このように調査研究については、それぞれの研究所の役割に応じて実施されているが、調査研究の内容が、真に行政として直接実施すべきものかを検証し、民間や大学など他の機関との連携や役割分担により効率性が図られるものについては、積極的に見直しを図っていく必要がある。

さらに、調査研究の内容については、精度の高い検査に基づいた原因の解明に踏み込んだ研究など、調査研究の質を高め、行政施策に効果的に反映させていく必要がある。

なお、調査研究の質的向上のために、外部の機関や専門家と情報交換、技術的な交流及び共同研究などを積極的に図っていくことが重要である。

ウ 人材について

両研究所とも、現状の試験検査・調査研究内容を維持し、さらに新たな課題に迅速に対応していくために、どのようにして必要な人材を継続的に確保し育成するかが共通の課題となっている。

両研究所の職員は、研究職ではなく、事務、化学、薬剤師などの行政職として採用され、人事、配転制度により研究所に勤務している。よって、研究所における人材については、行政内部の職員採用、配置、育成の考え方によるものである。しかし、研究所においては、試験検査及び調査研究の内容により、高い専門性の確保が要求されるため、研究職としての選考採用や任期を限定した研究職の雇用なども検討する必要がある。

また、職員のモチベーションを維持向上させるためにも、博士号や専門的な資格を取得する職員を支援し、業務成果を評価する仕組みや専門職としての配置など研究所のコア部分を担う人材を育成していくことも重要である。

エ 評価について

両研究所とも、試験検査、調査研究などの主要な業務について、P D C Aサイクルによるマネジメントシステムなどを活用した、業務を評価する機能を強化する必要がある。

衛生研究所は、調査研究業務について外部の視点を入れた評価を行い、また、健康危機のような社会的要請に迅速かつ正確に対応するためにも、業務全般の見直しや研究所の効果的効率的な運営を協議する仕組みを構築する必要がある。

環境科学研究所は、調査研究業務が中心であるため、市の環境施策との連動を密接に図る上でも、P D C Aサイクルによる外部の視点を入れた評価を行う必要がある。

オ まとめ

衛生研究所及び環境科学研究所は、健康福祉局及び環境創造局のそれぞれの所管局が展開する施策と密接に関連して、試験検査・調査研究業務を行っている。

特に、衛生研究所は、健康危機発生時に迅速で的確な対応が第一に求められており、環境科学研究所は、環境管理計画の中で位置づけられた環境施策への支援が第一に求められている。

両研究所とも、試験検査、調査研究、監視、情報提供、研修、啓発などの機能を有しているが、衛生研究所は試験検査機能が中心であり、環境科学研究所は調査研究機能が中心となっている。

市民の安全、安心を確保することは行政全体の使命である。特に、衛生研究所は、横浜市の公衆衛生行政の科学的・技術的な支援を行う試験検査機関として、環境科学研究所は、横浜市の環境行政の科学的・技術的な支援を行う調査研究機関としての役割を担っており、横浜市の衛生及び環境分野の研究所として重要な機関であると考えられる。

横浜市として、高まる健康危機管理や広範な環境問題に対応する上で、引き続き両研究所の機能を保持していく必要があるが、民間検査機関への委託や他機関との連携など、引き続き事務事業の見直しを行い、さらなる効率化を図ることが重要である。

4. 衛生研究所及び環境科学研究所の一体運営について

効率的効果的な組織運営の観点から、両研究所の一体運営及び次の章で地方独立行政法人化についても検討を行った。

一体運営については、両研究所の機能面、人材面、施設面、管理面におけるメリット・デメリットや他都市の状況などを参考にして検討を行った。

(1) 機能面について

衛生研究所は、健康危機管理に関する原因究明や公権力行使の科学的根拠となる試験検査機能が主な業務である。一方、環境科学研究所は環境施策の科学的支援を行う調査研究機能と環境監視機能が主な業務である。

現在の組織体制は、健康福祉局に衛生研究所、環境創造局に環境科学研究所が設置されており、衛生分野及び環境分野のそれぞれの指揮命令系統が明確になっている。

これは、食中毒などの健康危機や大気汚染などの環境危機の発生時において迅速な対応をとりやすい体制であると考えられる。また、両研究所で取り組んでいる試験検査、調査研究の中で、例えば、ダイオキシン、アスベスト、農薬、地下水汚染などの一部で共通するものはあるが、その試験検査、調査研究の目的が異なるため、衛生と環境分野の一体的な効果は少ないと考えられる。

(2) 人材面について

両研究所の職員は、研究職ではなく行政職であり、所管局の職員配置計画、人材育成の考え方で配置されている。よって、人材面についても、機能面と同様に、現行の1局1研究所の体制をとることにより、各専門分野の人材育成が図られやすく、技術継承といった面でも有効であると考えられる。また、職種で見ると、共通ではない職種が多く、共通でない職種では一体的な取組の効果は期待することができないと考えられる。(衛生研究所→薬剤師、臨床検査技師、衛生監視員、医師。環境科学研究所→土木職、機械職。)

一方で、化学職は共通の職種として一定の人員が両研究所に配置されており、近年増加しつつある健康危機への対応や衛生と環境の境界分野における課題取組などで、必要に応じた人材の効率的な再配置を図ることができると考えられる。

(3) 施設面について

実験室及び機材の相互利用については、分析対象項目及び測定濃度が異なることから、相互に機器を汚染してしまうなど精度管理上の問題があるため困難である。特に、微量分析機器は、分析対象にあわせて微妙な調整が必要なため、その都度設定を変えることは非効率である。

しかし、非破壊分析や対象が共通する場合には、実験室や分析機器を共有することは可能である。

また、同一施設内における一体運営とした場合には、会議室、講堂、研修室、研修用設備、排水処理設備(除害設備)などのスペースや設備は共有が可能であり、庁舎や施設の維持管理上の効率性や経費の縮減が図られる。

さらに、現在、両研究所が同一敷地内に建設されていることから、現実的な建

て替えや施設の長寿命化などの課題に対し、施設の共有は有効な手段であり、費用対効果を検証の上、合築についても検討すべきである。

(4) 管理面について

現行の1局1研究所のメリットとしては、それぞれの分野における組織目標、指揮命令など業務運営上の統一性が図られやすく、人事、労務、予算上の管理運営が容易である。

一方で、両研究所を一体的にするメリットとしては、研究所の管理部門、事務部門で人員、経費の縮減を図ることができる。

このように、分離運営では業務、管理運営上のメリットがあり、一体運営では人員、経費の縮減というメリットが考えられる。

(5) 一体運営のまとめ

衛生研究所及び環境科学研究所の一体運営については、必要に応じた人材の効率的な再配置、庁舎や施設の維持管理上の効率化や経費の縮減、研究所の管理部門、事務部門での人員、経費の縮減などの効果がある。一方で、職員は研究職ではなく行政職として所管局により人材育成、配置が行われていること、薬剤師、臨床検査技師など共通でない職種が多いこと、1局1研究所体制は業務運営上の統一性が図られやすく、人事、労務、予算上の管理運営が容易であること、衛生と環境分野の一体的な試験検査、調査研究による効果は少ないことなどの課題があり、組織運営としては所管局と研究機関が統一的な体制で、個々の危機管理や施策課題に対応していくことが望ましいと考えられる。しかし、人材面、施設面、管理面において共有できることは積極的に実施し、効率化を図る必要がある。

現在、同一敷地内に両研究所が建設されており、現実的に施設の老朽化などの課題に対応していく上で再整備を検討するのであれば、今回の検討会では議論していない建設費や施設運営費の抑制など施設面での効率化については、別途検討していく必要がある。

5. 地方独立行政法人化について

(1) 地方独立行政法人制度

地方独立行政法人制度とは、国の独立行政法人制度、国立大学人法人制度を踏まえ、試験研究機関、公立大学、地方公営企業、社会福祉事業など、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指すために創設された制度である。

「新地方行革指針」（平成17年3月29日総務事務次官通知）

地方独立行政法人制度の活用にあたっては、まず、対象となる事務事業について廃止や民間譲渡の可能性を十分に検討すること。その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討すること。

「地方独立行政法人法 第2条（定義）」

地方独立行政法人とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

特定地方独立行政法人とは、地方独立行政法人のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が定款で定めるものをいう。

(2) 制度の基本理念

地方独立行政法人制度では、5つの基本理念を骨子として、公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務事業を効率的かつ効果的に実施することとしている。

ア 目標による業務管理

中期目標、中期計画、年度計画に基づき、計画的に業務を運営管理する。

- ・ 中期目標（3年～5年）は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。
- ・ 中期計画（3年～5年）は、法人が作成し、設立団体の長が認可する。
- ・ 年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出する。

イ 適正な業務実績の評価

評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価し、結果を法人・設

立団体の長に通知し、公表する。設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告し、中期目標期間終了後に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直しを行う。

ウ 実績主義の人事管理

法人の実績、職員の業績を反映した給与制度を導入する。

エ 財務運営の弾力化

原則として企業会計原則により業務を運営する。経営努力で生じた毎年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充当することが可能であり、財務運営の弾力化が図られている。

オ 積極的な情報公開

中期目標、財務諸表、業務実績、評価結果、給与の支給基準などをインターネットの活用等により積極的に公表することが義務づけられている。

(3) 法人の対象業務

国の独立行政法人は個別法で規定されるが、地方では次の業務が限定列举されている。

- 試験研究
- 大学の設置及び管理→公立大学法人
- 公営企業（交通、水道、病院など）→公営企業型地方独立行政法人
- 社会福祉事業
- 公共的な施設の設置及び管理
- 上記業務に附帯する業務

「行政改革会議最終報告（平成9年12月）(2) 独立行政法人の創設」

③ 独立行政法人の対象業務と設立の考え方

ア 対象業務の考え方

次の要件を満たす事務・事業を、独立行政法人化により業務の効率性、サービス等の質及び透明性の向上が図られるものとして、独立行政法人の対象とする。

a 業務の性質上、次の要件を満たす事務・事業であること

- ア) 国民生活・社会経済の安定等の公共上の見地から、その確実な実施が必要とされること
- イ) 国が自ら主体となって直接実施しなければならない事務・事業（注）ではないこと
- ウ) 民間の主体にゆだねた場合には必ず実施されるという保証がないか、又は公共的な事務・事業として独占して行わせることが必要なものであること

- b 独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがあること

(注) 国が自ら主体となって直接実施しなければならない事務・事業

○ 私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務・事業

○ その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務・事業

○ 災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務・事業

イ 設立の考え方

a 独立行政法人の対象業務については、事務・事業の対象、地域、性質等の類似性・同質性に着目し、できる限り統合・一元化するとともに、利便性等国民のニーズに即応した編成とする。

b 独立行政法人とする場合においても、その業務については、民間委託、指定法人の活用等、徹底した民間能力の活用と業務の効率化を図るものとする。

ウ 対象となる具体的業務

a 上記の考え方を踏まえ、独立行政法人化の検討対象は、幅広く設定すべきである。その上で政府は、独立行政法人化に向けて、具体的検討を進めるものとする。

b 検討に当たっては、各業務類型ごとに以下の点に留意する。

ア) 試験研究

○ 直接行政活動に携わるなど特別な業務に当たるもの及び政策研究機関を除き、原則として独立行政法人化を図る。その際、可能な限り統廃合を進める。

○ 独立行政法人化に当たっては、研究機関間で柔軟な資源配分等を図る必要性等を勘案し、複数機関を括り法人格を付与することを検討する。

(4) 法人化に伴うプロセス

法人の設立、運営にあたっては、次のようなプロセスが必要となる。

ア 定款の策定と総務大臣等による認可

設立団体（地方公共団体）が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事が認可する。

イ 登記

地方独立行政法人に関する主要な事項（名称、事務所、代表権を有する氏名、資本金など）について、登記を行い、登記をもって対抗要件とする。

ウ 財産的基礎

設立団体は地方独立行政法人の資本金の2分の1以上を出資しなければならない。

エ 役員の任命

役員として理事長（法人の長）、副理事長、理事及び幹事を置くこととされている。

オ 役職員の給与等の支給基準の作成

役職員の報酬・給与及び退職手当についてそれぞれ支給の基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに、公表する。

カ 権利・義務の継承

設立団体が有する権利及び義務は、基本的に地方独立行政法人が継承する。

(5) 地方独立行政法人のメリット、デメリット

地方独立行政法人制度の内容や他都市の導入事例などから、法人化により想定されるメリットとデメリットは、次のように整理することができる。

(想定されるメリット)

- 法人独自の意志決定が可能となり、人事管理や業務執行で柔軟な経営ができる。
 - ・業務環境の変化に応じた組織改編
 - ・業務量に応じた人員配置
 - ・多様な雇用形態の導入と人件費の抑制
 - ・予算の変更・繰越など弾力的な執行 など
- 効率的効果的な業務運営により、経費削減や市民サービスの向上が期待できる。
 - ・PDC Aサイクルによる業務評価
 - ・積極的な情報公開による透明度の高い運営
 - ・企業会計原則による的確なコスト管理
 - ・職員の帰属意識の高まりによる創意工夫や業務改善 など

(想定されるデメリット)

- 法人への移行及び運営に伴う新たな費用が発生する。
 - ・会計システム、人事労務システムなどの構築及び運営にかかる経費
 - ・評価委員会の運営にかかる経費
 - ・顧問弁護士、監査法人への報酬
 - ・理事長、理事、監事などへの報酬 など
- 業績評価に要する事務が新たに発生する。
- 行政との業務契約にかかる事務が新たに発生する。
- 庶務、労務、経理、広報、文書など、独立した法人として必要な事務が新たに発生する。

(6) 独立行政法人の導入状況

ア 国<厚生労働省所管>

○国立健康・栄養研究所 ○医薬品医療機器総合機構 ○医薬基盤研究所など

イ 国<環境省所管>

○国立環境研究所 ○環境再生保全機構

ウ 地方<試験研究>

- 岩手県工業技術センター（平成 18 年度法人化）
 - ・職員 63 名、予算規模約 10 億円（平成 19 年度）
- 東京都立産業技術研究センター（平成 18 年度法人化）
 - ・職員 289 名、予算規模約 62 億円（平成 19 年度）
- 鳥取県産業技術センター（平成 19 年度法人化）
 - ・職員 49 名、予算規模約 9 億円（平成 19 年度）
- 大阪市立工業研究所（平成 20 年度法人化）
 - ・職員約 90 名、予算規模約 15 億円（平成 20 年度）
- 北海道立試験研究機関※除く衛生研究所（平成 22 年度法人化予定）
 - ・職員 1,581 名、予算規模約 174 億円（平成 18 年度、26 機関計）

(7) 横浜市衛生研究所及び環境科学研究所における検討

地方独立行政法人制度は、平成 9 年に取りまとめられた「行政改革会議最終報告」による国の行革の流れを受けて、地方自治体が行っている事務事業について、さらに効率的効果的な実施を目的とした行政改革の一つのツールとして創設された。しかし、その導入にあたっては、徹底した民間との役割分担が前提となっており、法人化した場合でも委託などによる効率的な運営が求められている。また、独立した組織として足りるだけの業務量が必要とされている。さらに、法人自らが責任をもって、自律的で弾力的な運営を確実に実施できることが前提となっている。

横浜市の衛生研究所及び環境科学研究所は、法的または政策的に、市内で確実に実施される必要のある事務・事業を行っている。特に衛生研究所においては、健康危機発生時の原因究明に関する検査や行政処分の根拠となる検査など、主に緊急を要するものや公権力行使の科学的根拠に関することを行っている。また、環境科学研究所においても、環境被害に関する必要な措置や公権力を伴う命令を迅速に行うための常時監視・試験検査を行うとともに、横浜市環境管理計画に基づく中長期の施策を科学的に調査・分析するための政策的な調査研究を行っている。

「行政改革会議最終報告（平成 9 年 12 月）」では、独立行政法人の試験研究分野での対象業務の考え方として、「直接行政活動に携わるなど特別な業務に当たるもの及び政策研究機関を除き」としており、さらに「研究機関間で柔軟な資源配分等を図る必要性等を勘案し、複数機関を括り法人格を付与する」となっている。

横浜市の両研究所が担っている役割は、公権力行使の科学的根拠に関するものや市内における健康や環境施策と密接に関係する政策的なものであり、独立行政

法人制度が対象としている業務には、考え方としては必ずしも該当しないと考えられる。なお、食品衛生法第29条では、保健所を設置する地方公共団体に食品衛生検査施設の設置を義務づけており、本市の衛生研究所は、この食品衛生検査施設に位置づけられているため、法人化した場合は別途食品衛生検査施設を設置する必要がある。

また、衛生研究所と環境科学研究所の一体的な運営による大きな効果を見出せなかったことから、独法化の考え方として示された「可能な限り統廃合を行い」、「複数機関を括り独立行政法人とする」という考え方にも合致しない。

地方独立行政法人のメリット、デメリットについては、メリットと想定される柔軟な組織改編、多様な人材雇用やPDCAサイクルによる業務評価などは、現行の行政組織においても一定程度は既に実施されており、地方独立行政法人でなくとも導入は可能である。また、デメリットと想定される法人化に伴う新たな経費は、初期経費だけでなく経常的に相当のコストが発生し、さらに法人運営上の新たな事務も増加することになる。

地方独立行政法人制度は、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指すものであり、法令で行政に義務づけがあるもの除いては、制度上、法人化することは可能である。

しかし、両研究所が公権力行使の科学的根拠に関する役割や施策と密接に関係する政策的な役割を担っていることや両研究所の統合が困難であり独立の組織とするだけの業務量のまとまりがないこと、さらには法人化した場合のメリットである事業評価等は現行の体制でも実施でき、一方で運営コスト、事務量の増加が見込まれることから、現行の執行体制に比べて地方独立行政法人が効率的効果的であるとはいえず、現時点では法人化は困難であると考えられる。

衛生及び環境分野における社会的背景や市民ニーズなどはめまぐるしく変動しており、今後も民間検査機関に委ねた方がより効率的な業務は、民間検査機関を活用するなど、実施方法を常に見直し、その上で社会的ニーズの変化に対応した調査研究・試験検査機関として、役割に応じた執行体制を検討していくことは重要である。

6. 報告のまとめ

本検討会は、衛生研究所及び環境科学研究所を取り巻く社会的状況を踏まえ、研究所の現状及び課題と方向性を検討し、横浜市の調査研究・試験検査機関としての役割を明らかにし、その役割を踏まえた上で、それぞれの研究所の効率的、効果的な組織運営について検討を行い、さらに、一体運営と地方独立行政法人化の検討を行った。

研究所の方向性について、衛生研究所は、市民の安全、安心を確保する横浜市の公衆衛生行政の科学的、技術的な支援を行う役割を担っている。新型インフルエンザや結核等の新興・再興感染症対策、食品異物混入や残留農薬等の食の安全確保対策など、高まる健康危機管理のニーズに対し、これまで以上に迅速で的確な対応を行うため、人材育成、関係機関との連携強化、施設整備などを図る必要がある。

環境科学研究所は、横浜市環境管理計画に基づく環境施策を科学的な調査研究等により支援を行う役割を担っている。ヒートアイランドや温暖化対策など「環境モデル都市」関連事業の推進、緑・水・生物など自然環境の保全、有害化学物質による環境汚染の防止など、広範な環境問題に対し積極的な取組を進めていくため、人材育成や関係機関との連携強化、現在の組織的位置付けの見直しなどを図る必要がある。

研究所の組織運営について、民と官の役割分担を積極的に進めていくことが重要である。試験検査業務、調査研究業務、環境監視業務など、現在実施している業務の中で、真に行政として直接実施すべきものを検証し、民間での精度が確保され、効率性が図られるものについては、積極的に委託等を図っていく必要がある。

また、試験検査、調査研究などの事業内容や実施手法などについては、外部の視点を入れた評価と見直しの仕組みが重要であり、PDCAサイクルのような評価システムを構築する必要がある。

一体運営については、必要に応じた人材の効率的な再配置、庁舎や施設の維持管理上の効率化や経費の縮減、研究所の管理部門、事務部門での人員、経費の縮減などの効果がある。一方で、職員は研究職ではなく行政職として所管局により人材育成、配置が行われていること、薬剤師、臨床検査技師など共通でない職種が多いこと、1局1研究所体制は業務運営上の統一性が図られやすく、人事、労務、予算上の管理運営が容易であること、衛生と環境分野の一体的な試験検査、調査研究による効果は少ないことなどの課題があり、組織運営としては所管局と研究機関が統一的な体制で、個々の危機管理や施策課題に対応していくことが望ましいと考えられる。なお、人材面、施設面、管理面において共有できることは積極的に実施し、効率化を図る必要がある。また、再整備を検討するのであれば、合築など効率的な整備手法についても検討する必要がある。

地方独立行政法人化については、両研究所が公権力の行使の科学的根拠に関する役割や施策と密接に関係する政策的な役割を担っていること、一体運営の大きな効果がなく独立の組織とするだけの業務量がないこと、コスト・事務量の増大が見込まれることなどから、現行の体制に比べて地方独立行政法人が効率的効果的であるとはいえず、現時点では法人化は困難であると考えられる。しかし、社会状況の変化に応じて、両研究所の役割と執行体制を常に見直していくことは重要である。

健康危機管理や環境問題に対する行政の役割が高まる一方で、景気の減速感が強まっており、時代の変化を踏まえた民と官の役割分担をさらに進めていく必要がある。

横浜市においては、職員一人ひとりが直面する課題を真摯に受け止め、これまで以上に選択と集中による取組を進めていくことを期待する。

資 料 編

1. 検討会設置要綱
2. 検討会委員名簿
3. 検討会の開催状況及び概要
4. 検討会の議事録及び資料（省略）

※検討会の議事録及び資料は各検討会等のホームページをご覧ください。

調査研究・試験検査機関のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 横浜市の健康危機管理及び環境保全等に関する今後の取組を進めるにあたり、調査研究機関・試験検査機関のあり方や効率的な運営方法を検討するため、調査研究・試験検査機関のあり方検討会(以下「検討会」という)を設置する。

(構成)

第2条 検討会は、9名の委員をもって組織する。

2 委員は、行財政等の有識者及び衛生、環境分野の有識者のうちから市長が委嘱する。

3 ただし、会長が必要と認める場合は、委員の人数及び構成を変更することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 検討会の議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(検討会の検討事項)

第6条 検討会は、衛生研究所・環境科学研究所などの機能、施設、人材及び組織に関することを検討する。

(部会)

第7条 検討会には、必要に応じ、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、検討会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会の委員の互選によって定める。

(部会の審議事項)

第8条 部会は、検討会の方針に従い、検討会が付議した事項を検討する。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、都市経営局政策部政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

調査研究・試験検査機関のあり方検討会
委員名簿

氏名	所属等	備考
アイザワ タカコ 相澤 貴子	横浜市水道局 技術顧問	環境部会
イケダ ヨウコ 池田 陽子	弁護士	副会長
オカベ ノブヒコ 岡部 信彦	国立感染症研究所 感染症情報センター長	衛生部会長
オクツ ツトム 奥津 勉	公認会計士	
コイケ カツロウ 小池 克郎	北里大学・北里生命科学研究so大学院教授	
ゴウダ ユキヒロ 合田 幸広	国立医薬品食品衛生研究所 生薬部長	衛生部会
サイトウ タケノリ 齊藤 毅憲	関東学院大学経済学部 教授	会長
サルタ カツミ 猿田 勝美	神奈川大学 名誉教授	環境部会長
モリタ クニオ 森田 邦雄	(社)日本乳業協会 常務理事	衛生部会
ヤマモト ヒデマサ 山本 秀正	国立環境研究所 環境情報センター長	環境部会

(五十音順・敬称略)

○オブザーバー

クラタ ヒデン 蔵田 英志	健康福祉局衛生研究所所長
ハタザワ サトシ 畑沢 智	環境創造局環境科学研究所所長

検討会開催状況

(1) 検討会

【平成19年度】

回	開催日時・場所	内容
第1回	平成19年10月1日(月) 午後2時00分～4時00分 関内駅前第一ビル2階 202 特別会議室	・ 議題 検討会の進め方について 衛生研究所・環境科学研究所の概要について ・ 出席者 相澤委員、池田委員、岡部委員、合田委員、 齊藤委員、猿田委員、森田委員、山本委員
第2回	平成19年10月25日(木) 午後2時00分～4時30分 衛生研究所、環境科学研究所	・ 議題 衛生研究所・環境科学研究所の視察 専門部会の進め方について ・ 出席者 相澤委員、池田委員、奥津委員、合田委員、 齊藤委員、猿田委員、山本委員
第3回	平成20年1月30日(水) 午後2時00分～4時00分 平沼記念レストハウス2号室	・ 議題 衛生部会及び環境部会報告 ・ 出席者 相澤委員、池田委員、岡部委員、奥津委員、 小池委員、合田委員、齊藤委員、猿田委員、 森田委員、山本委員
第4回	平成20年3月21日(金) 午後2時00分～4時00分 崎陽軒ヨコハマジャスト1号館8 階3号室	・ 議題 中間とりまとめ(案) ・ 出席者 池田委員、小池委員、合田委員、齊藤委員、 猿田委員、森田委員、山本委員

【平成20年度】

回	開催日時・場所	内容
第5回	平成20年6月11日(水) 午後2時00分～午後4時00分 青少年育成センター第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 衛生分野と環境分野の一体運営と分離運営の比較検討 パブリックコメントについて ・出席者 相澤委員、池田委員、小池委員、奥津委員、 合田委員、齊藤委員、猿田委員、森田委員、 山本委員
第6回	平成20年7月28日(月) 午後2時00分～4時30分 平沼記念レストハウス1号室	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 地方独立行政法人化について 効率的効果的な組織運営について ・出席者 相澤委員、池田委員、小池委員、岡部委員、 奥津委員、齊藤委員、猿田委員、森田委員
第7回	平成20年10月1日(水) 午後2時00分～4時00分 平沼記念レストハウス2号室	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 報告書(案)について ・出席者 相澤委員、池田委員、奥津委員、小池委員、 合田委員、齊藤委員、猿田委員、森田委員

(2) 衛生部会

回	開催日時・場所	内容
第1回	平成19年12月3日(月) 午後2時00分～4時00分 松村ビル別館502号室	・議題 衛生研究所の課題と方向性 衛生研究所の事業 ・出席者 池田委員、岡部委員、奥津委員、合田委員、 森田委員
第2回	平成19年12月17日(月) 午後2時00分～4時00分 松村ビル別館201号室	・議題 主な事業の課題と方向性 ・出席者 岡部委員、合田委員、森田委員

(3) 環境部会

回	開催日時・場所	内容
第1回	平成19年11月22日(木) 午後2時00分～4時30分 平沼記念レストハウス1号室	・議題 環境科学研究所の課題と方向性 環境科学研究所の事業 ・出席者 相澤委員、奥津委員、猿田委員、山本委員
第2回	平成19年12月19日(水) 午後2時00分～4時00分 青少年育成センター第1研修室	・議題 主な事業の課題と方向性 ・出席者 猿田委員、山本委員

(1) 第1回検討会

【開催日時・場所】

平成19年10月1日（月）午後2時00分～4時00分

関内駅前第一ビル2階 202 特別会議室

【内容】

・議題

検討会の進め方について

衛生研究所・環境科学研究所の概要について

・出席者

相澤委員、池田委員、岡部委員、合田委員、齊藤委員、猿田委員、森田委員、山本委員

・議事要旨

① 検討会の進め方について

本検討会では、衛生研究所、環境科学研究所において、横浜市の調査研究・試験検査機関としての果たすべき役割を明らかにし、効率的・効果的な組織のあり方を検討する。検討にあたっては、機能面、人材面、施設面及び組織面など様々な視点から、両研究所の現状を把握、今後の方向性について議論する。

② 各研究所の概要について

施設概要、設立目的、沿革、執行体制、業務内容、業務体系などについて、確認した。

③ 部会の設置について

衛生研究所、環境科学研究所について、専門的視点から検討を行うため、調査研究・試験検査機関のあり方検討会設置要綱第7条に基づき、衛生部会、環境部会を設置することとし、会長より委員のうちから各部会の委員を指名した。

部会については、部会委員以外の委員も出席できることとし、部会資料及び議事録などは全委員に配付し、進捗状況を共有することとした。

衛生部会委員：岡部委員（衛生部会長に選出）、合田委員、森田委員

環境部会委員：相澤委員、猿田委員（環境部会長に選出）、山本委員

(2) 第2回検討会

【開催日時・場所】

平成19年10月25日(木) 午後2時00分～4時30分

衛生研究所、環境科学研究所

【内容】

・議題

衛生研究所・環境科学研究所の視察

専門部会の進め方について

・出席者

相澤委員、池田委員、奥津委員、合田委員、齊藤委員、猿田委員、山本委員

・議事要旨

① 専門部会の進め方について

専門部会は、各研究所の主な事業について、機能、分野ごとに実施根拠、事業の有効性、手法の適切性などを検討する。開催回数は検討状況に応じて決めるが、各部会とも2回は開催する。

第1回目：各研究所の機能、分野ごとに課題と方向性を検討

第2回目：第1回専門部会での議論を踏まえ、各機能・分野の主な事業について、
根拠の明確性、事業の有効性、手法の適切性などを検証

(3) 第1回衛生部会

<p>【開催日時・場所】</p> <p>平成19年12月3日(月) 午後2時00分～4時00分</p> <p>松村ビル別館502号室</p>
<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・議題 衛生研究所の課題と方向性 衛生研究所の事業・出席者 池田委員、岡部委員、奥津委員、合田委員、森田委員・議事要旨<ul style="list-style-type: none">✓ 衛生研究所は行政と民間の役割分担、コスト面の削減、精度管理、健康危機管理の迅速な対応が必要である。✓ 人材育成として、学会参加、論文執筆などによる研究員レベルの向上が必要である。✓ その他、研究所の所有の測定機器、情報提供の実施方法、研修・指導の現状について確認した。

(4) 第2回衛生部会

<p>【開催日時・場所】</p> <p>平成19年12月17日(月) 午後2時00分～4時00分</p> <p>松村ビル別館201号室</p>
<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・議題 衛生研究所の主な事業の課題と方向性・出席者 岡部部会長、合田委員、森田委員・議事要旨<ul style="list-style-type: none">✓ 民間委託について、民間に委託可能なものは、委託すべきである。ただし、コストと精度管理について、きちんと指導監督ができなければならない。✓ 一番優先させるべきなのは、ダイレクトに健康被害が出る可能性が高い検査、そして、二番目は市民の要望が高いもので、三番目が法律で決まっているものに対するモニタリング調査である。✓ 情報提供については、利用者によって表現を変えるなど提供方法の工夫が必要である。

(5) 第1回環境部会

<p>【開催日時・場所】</p> <p>平成19年11月22日(木) 午後2時00分～4時30分</p> <p>和記念レストハウス1号室</p>
<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・議題 環境科学研究所の課題と方向性 環境科学研究所の事業・出席者 相澤委員、奥津委員、猿田委員、山本委員・議事要旨<ul style="list-style-type: none">✓ 横浜市の施策と連携し、調査研究を行い、施策に反映することが重要である。✓ 広域的研究(光化学スモッグ問題など)の実施にあたっては、国や他の自治体の研究所との連携が重要である。✓ 環境省や国立環境科学研究所も廃棄物・リサイクル等について取り組んでいる。横浜市の環境科学研究所でも取り組みを検討する必要がある。✓ 民間委託を進めるのはよいが、精度管理をしっかり行う必要がある。✓ ホームページなどを活用し、市民に解りやすく情報公開をする必要がある。

(6) 第2回環境部会

<p>【開催日時・場所】</p> <p>平成19年12月19日(水) 午後2時00分～4時00分</p> <p>青少年育成センター第1研修室</p>
<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・議題 主な事業の課題と方向性・出席者 猿田委員、山本委員・議事要旨<ul style="list-style-type: none">✓ 民間委託に関して、直営で実施する部分と外部委託する部分の基準や民間委託による精度管理の基準を検討する必要がある。✓ 研究所内で分析されているデータと環境監視センターで収集しているデータの共有化及び活用が重要である。✓ 市と大学などとの共同研究や収集データの研究への活用など研究所のフィールドを活かした研究を検討する必要がある。

(7) 第3回検討会

【開催日時・場所】

平成20年1月30日(水) 午後2時00分～4時00分

平沼記念レストハウス2号室

【内容】

・議題

衛生部会及び環境部会報告

・出席者

相澤委員、池田委員、岡部委員、奥津委員、小池委員、合田委員、齊藤委員、

猿田委員、森田委員、山本委員

・議事要旨

- ✓ 運営形態に関しては、独立行政法人化などの可能性を含め、民間の検査機関等との役割分担について検討する必要がある。
- ✓ 類似施設との連携に関しては、他県・政令市の研究所間との試験検査における連携の可能性などについて検討する必要がある。
- ✓ 組織・人材、施設設備の観点からは、他県・政令市の研究所間との人材交流や各研究所の研究員の位置付け(研究職・行政職など)、人材育成のあり方などについて検討する必要がある。
- ✓ 各事業間でのデータの共有化などについても重要である。

(8) 第4回検討会

【開催日時・場所】

平成20年3月21日(金) 午後2時00分～4時00分

崎陽軒ヨコハマジャスト1号館8階3号室

【内容】

・議題

中間とりまとめ(案)

今後の検討に向けて

・出席者

池田委員、小池委員、合田委員、齊藤委員、猿田委員、森田委員、山本委員

・議事要旨

① 中間とりまとめ(案)について

- ✓ 解説を付けるなど市民に解るように書くべきだ。
- ✓ 現状に実施している事業と実施すべきだが実施できていないことを書く必要がある。
- ✓ 地方独立行政法人化や民営化については、環境科学研究所のところにも記載すべきだ。また、内容については中立的に記載すべきである。
- ✓ できている業務、できていない業務を明確化し、委託化できるところは、委託化すべきである。
- ✓ 機能面、人材面などについての検討を中心とした「中間とりまとめ」を踏まえ、平成20年度は、最適な組織運営の形態(組織のあり方)を検討する方向性で合意した。

② 平成20年度検討内容について

平成20年度は以下の項目について検討することとした。

- ・ 衛生分野と環境分野の一体運営と分離運営の比較検討
- ・ 地方独立行政法人の問題点
- ・ 最適な組織運営の方向性

(9) 第5回検討会

【開催日時・場所】

平成20年6月11日(水)午後2時00分～4時00分

青少年育成センター第1研修室

【内容】

・議題

衛生分野と環境分野の一体運営と分離運営の比較検討
パブリックコメントについて

・出席者

相澤委員、池田委員、奥津委員、小池委員、合田委員、斉藤委員、猿田委員、森田委員、山本委員

・議事要旨

① 衛生分野と環境分野の一体運営と分離運営の比較検討

- ✓ 分離運営は指揮命令系統が明確になっている。食中毒などの健康危機や大気汚染などの環境危機の発生時において迅速な対応をとりやすい。
- ✓ ダイオキシン、アスベスト、農薬、地下水汚染などの一部で共通するものはあるが、健康と環境分野における機能面の強化など一体的な取組による効果は期待することができない。
- ✓ 人材面について、分離運営の方が各専門分野の人材育成が図られやすく、人事異動、技術継承といった面でも有効である。
- ✓ 化学職は両研究所に配置されているが、その他は共通していない。職種的に見ても一体的な取組の効果は期待することができない。
- ✓ 一体化した場合、人員に余裕がでるかもしれない。その人員を新たな課題に従事してもらうこともできる。
- ✓ 実験室及び機材については、両研究所がそれぞれの専門的利用を行っているため、相互汚染などの精度管理上、共有は困難である。
- ✓ 微量分析機器は、分析対象にあわせて微妙な調整が必要なため、その都度設定を変えることは好ましくないが、非破壊分析や対象が共通する場合には、実験室や分析機器を共有することは可能である。
- ✓ 会議室、講堂、研修室、研修用設備、排水処理設備(除害設備)などのスペースや設備は共有が可能であり、一体的な利用による効果が大きいと考えられる。
- ✓ 施設や機材の共有化については、きちんと取り決めをすればできると思う。
- ✓ 所管局と研究所が一体の方が、それぞれの分野における組織目標、業務運営、予算執行上の統一性がとれ、事務効率が高いと考えられるが、一方では、一体運営により管理部門が効率的になる効果もある。
- ✓ 兵庫県は6年前に研究所を統合したが、研究所が離れていることもあり効果は不明である。
- ✓ 国内では一体的に運営している研究所もあるが、両分野が融合し、よい成績を上げているところは少ない。

② パブリックコメントについて

「横浜市パブリックコメント実施要綱運用指針」4(8)に基づき実施しない。

(10) 第6回検討会

【開催日時・場所】

平成20年7月28日(月)午後2時00分～4時00分

平沼記念レストハウス 2号室

【内容】

・議題

地方独立行政法人化について

効率的効果的な組織運営について

・出席者

相澤委員、池田委員、岡部委員、奥津委員、小池委員、斉藤委員、猿田委員、森田委員、

・議事要旨

① 地方独立行政法人化について

- ✓ 両研究所とも法令等に基づき罰則を適用する根拠となる試験検査を行っている。そのことだけでも地方独立行政法人化は難しい。
- ✓ 「総合力の発揮」「自立的な運営」「外部との連携」「効率的・効果的な運営」などの課題について、両研究所とも現状では必ずしも対応できていないのではないかと。
- ✓ ヒートアイランドなど環境に関する研究については、支出はあるが、収入はない。そういうものだからこそ行政でやるべきである。
- ✓ 継続することは重要であり、その蓄積が相当の力になる。しかし、地方独立行政法人化した場合、それが継続される補償がなく、デメリットは大きい。
- ✓ 地方独立行政法人化にあたり、効率的効果的といった部分は非常に重要であり、まず両研究所のコストを算出し、法人化した場合のコストと比較する必要がある。
- ✓ 両研究所とも法律に基づき行われている検査がある。法人化した場合、それらを法律に合致するようどのように行っていくのか十分検討する必要がある。

② 効率的効果的な組織運営について

- ✓ 研究所であるからには、事業がどういった研究に繋がり、行政施策に反映しているのか、どのくらい重要なのか整理し、議論する必要がある。
- ✓ 事業内容を見るとほとんど民間で対応が可能と思われる。また、技術的には民間の方が遙かに進んでいると思う。対処済み、既知のものについては、次のステップに移行した方がよいと思う。
- ✓ 研究評価について、横浜市以外の方に評価してもらう方がよい。
- ✓ 研究費について、競争的外部資金の導入など研究資金の拡大の取組が足りないのではないかと。
- ✓ 法定業務とそれ以外の業務があって、それ以外の業務について、整理が必要である。法定業務をより良くするための調査研究などがある。

(11) 第7回検討会

【開催日時・場所】

平成20年10月1日(水) 午後2時00分～4時00分

平沼記念レストハウス 2号室

【内容】

・議題

報告書(案)について

・出席者

相澤委員、池田委員、奥津委員、小池委員、合田委員、斉藤委員、猿田委員、森田委員

・議事要旨

- ✓ 今までのシステムを継続させることを前提にした内容に感じる。
- ✓ 今後の事業費がどうなるのか考えなければならない。そして、どうすればそれを減らすことができるのかといった検討も入れて欲しい。
- ✓ 報告書であれば、規模等について両研究所を対照的に記載する必要がある。
- ✓ 業務内容と課題、方向性の間に、現在の業務内容をどの様に再編したらよいか書いている。
- ✓ 業務内容と組織図の関係がわかるように整理する必要がある。
- ✓ 1人当たり800万円強の件費がかかっており、適当なのか考えなければならない。
- ✓ 件費について、今の年齢構成から考えると仕方がない。職員採用でどの様にバランスを取っていくのか考えた方がよい。任期付き研究員を採用すればもっと経費を抑制できると思う。しかし、違う場所で議論する必要がある。
- ✓ 他でやっていないことを改善することが重要であり、大胆に変えていく必要がある。例えば組織名称について、「食の安全担当」とか市民がどういうものを扱っているのか明確にするなど工夫が必要である。
- ✓ 保健所と衛生研究所の役割は、保健所が衛生研究所の主導権を掌握しているのではなく、保健所も衛生研究所も各々役割があるが、かなりの部分が共同で行わなければならないものがあるということだと思う。9ページの図では衛生研究所が保健所の下部組織であるかのような誤解を生じる。修正した方がよい。
- ✓ 情報収集・解析・情報提供について、疫学、感染症関係は記述されているが、理化学分野について記述がない。理化学等についても読み込める文章にすべきである。
- ✓ 試験検査は平常時と危機発生時緊急時とに分かれ、緊急時の未知物質の検出は衛生研究所で行い。平常時の既知物質や既知微生物の検出は民間に委託したらどうか。
- ✓ 食品分析は試料によって成分が異なり、検査方法を選択しないと分析ができない場合がある。平常時に様々な検査を行っていないと健康危機発生時に迅速かつ精度の高い検査ができない。
- ✓ 現状の施設の劣化が両研究所とも課題としてある。両研究所をセットにした方が効率的なのか、別でも良いのか、また、移転する場合は、セットで移転するのか、別でよいのか、どれが効率的か踏み込んで記述すべきである。
- ✓ 調査研究を継続する必要があるならば、研究職が在籍しないのは欠点になる。研究職を採用する

ためには、組織システムの変更をすれば可能と考える。それと、外部委託を促進するなど、組織をスリムにする必要がある。

- ✓ 同じ敷地内に両研究所があるので、一体的な利用は可能である。まして、新しく何かを造るときはお互いが一体運営を考える必要がある。まとめの部分にも記述する必要がある。
- ✓ 衛生研究所を独立行政法人化するためには、食品衛生法第29条を変更する必要がある。独立行政法人化をするならば、この法律を変更する要望活動などをする必要がある。
- ✓ 効率化についてもっとまとめて記載する必要がある。
- ✓ 意見が分かれたところは両論併記にする必要がある。